

令和3年第4回定例会会議録（第5号）

令和3年12月8日

○出席議員（23名）

1番	榊 田 貢 君	2番	日名子 敦 子 君
3番	美 馬 恭 子 君	4番	阿 部 真 一 君
5番	手 束 貴 裕 君	6番	安 部 一 郎 君
7番	小 野 正 明 君	8番	森 大 輔 君
9番	三 重 忠 昭 君	10番	森 山 義 治 君
11番	穴 井 宏 二 君	12番	加 藤 信 康 君
13番	荒 金 卓 雄 君	14番	松 川 章 三 君
16番	市 原 隆 生 君	17番	黒 木 愛 一 郎 君
18番	平 野 文 活 君	19番	松 川 峰 生 君
20番	野 口 哲 男 君	21番	堀 本 博 行 君
22番	山 本 一 成 君	23番	泉 武 弘 君
25番	首 藤 正 君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長	長 野 恭 紘 君	副 市 長	阿 南 寿 和 君
副 市 長	松 崎 智 一 君	教 育 長	寺 岡 悌 二 君
上下水道企業管理者	岩 田 弘 君	総 務 部 長	末 田 信 也 君
企画戦略部長	安 部 政 信 君	観光・産業部長	松 川 幸 路 君
公営事業部長	上 田 亨 君	市民福祉部長 兼福祉事務所長	田 辺 裕 君
いきいき健幸部長	内 田 剛 君	建 設 部 長	松 屋 益 治 郎 君
市長公室長 兼自治連携課長	山 内 弘 美 君	防 災 局 長 兼観光・産業部参事	白 石 修 三 君
消 防 長	須 崎 良 一 君	教 育 部 長	柏 木 正 義 君
上下水道局次長	山 内 佳 久 君	財 政 課 長	矢 野 義 知 君
政策企画課長	行 部 さ と 子 君	情 報 政 策 課 長	新 貝 仁 君
文化国際課長	高 木 智 香 君	公 営 競 技 事 務 所 長	石 崎 聡 君

子育て支援課長	宇都宮 尚 代 君	子育て支援課参事	内 田 千 乃 君
いきいき健幸部次長	大 野 高 之 君	健康推進課長	樋 田 英 彦 君
介護保険課長	阿 南 剛 君	都市整備課長	山 田 栄 治 君
秘書広報課長	大 町 史 君	学校教育課参事	利 光 聡 典 君
消防本部警防課長	井 元 隆 文 君	上下水道局工務課長	永 井 雄 一 君
上下水道局工務課参事	足 立 泰 徳 君		

○議会事務局出席者

局 長	花 田 伸 一	議事総務課長	佐 保 博 士
補佐兼議事係長	藤 内 洋 一	総 務 係 長	市 原 祐 一
主 査	浜 崎 憲 幸	主 査	松 尾 麻 里
主 任	佐 藤 雅 俊	速 記 者	桐 生 能 成

○議事日程表（第5号）

令和3年12月8日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（松川章三君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第5号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○13番（荒金卓雄君） 12月になると、私は、実は1歳年を取るのです。皆さん、それぞれの誕生月に年を重ねるわけですけれども、もう還暦も過ぎて高齢者直前というところになるのですが、ちなみに、日本はそういう長寿をお祝いする呼び名が多くあります。70歳が「古希」、77歳で「喜寿」というようなのがありますが、皆さん、「盤寿」という年齢の呼び方を聞いたことがありますか。「盤寿」の「ばん」は、将棋盤の「盤」なのです。これは81歳を指すのですが、横・縦9の升目で「九九、八十一」ということで、81歳を呼ぶのを「盤寿」という呼び方があるのです。

これを私は実は将棋の愛好家というか、もう本当、強い方から直接教えてもらったのですね。そのときにちょっとお話のついでで、もう81とはいっても、将棋、頭を使いますからね、「ぼけるようなことはないでしょうね」と言ったら、「しかし、ぼけぬということも、なかなかいいこととも言えぬのですよね」と、こういう言い方で、人間が年を取って少しぼけていくというか、認知症などが概してマイナスのイメージで言われがちですけれども、その方がおっしゃるには、人間はやっぱりある程度の、もう年を重ねると自分の先のいわゆる寿命を意識し出すと。そうすると、やっぱりちょっと神経的にまいるというかというような局面もなきにしもあらずだけれども、それを少しでも和らげるのがこのぼけなのだというような捉え方のお話を教えていただいたのです。

こういう前振りでも成年後見制度、これは高齢社会で認知症等の症状が出て、御自分のいろんな契約等をする権利、また財産を管理する能力、管理、権利、こういうのがなかなか守られなくなるという心配の中で、国を挙げて成年後見制度というのに取り組んでいるわけですけれども、まず、別府市の成年後見制度の相談の窓口はどこになりますか。また、その相談件数、支援開始件数、これを教えてください。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

成年後見制度とは、認知症、知的・精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方の権利や財産を守り、保護するために援助者を選任する制度でございますが、別府市では制度利用に向けた相談を受ける窓口としまして、別府市社会福祉協議会に業務委託を行い、令和2年12月に別府市成年後見支援センターを開設し、開設から今年度10月末までの11か月の相談件数につきましては、167件でございます。そのうち申立て支援につながった件数は14件となっております。

○13番（荒金卓雄君） では、その後見人の人数は何名になりますか。また、その内訳を教えてください。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

14件の支援件数ごとにそれぞれ後見人がついておりますが、そのうち親族が後見人となっておりますのは9件、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が後見人となっておりますのは1件、社会福祉協議会が後見人となっておりますのは4件となっております。

○13番（荒金卓雄君） 専門職というのは、司法書士の方また行政書士の方だと思うのですが、1名というのはちょっと少ないかなと思うのですが、恐らくこの支援センターを通さずに直接御本人とそういう専門職の方がお話しして裁判所に申立てをして後見人というケースも非常に多いかと思うのですが、一方、後見人支援センターのほうでお伺いします。

業務内容は相談ですとか利用促進、こういうのがあられるわけですけれども、別府市として

別府市成年後見センターというのが昨年開設されて、先日市報と一緒に入ってきました社協の社協だより12月号に「開設1周年を迎えます」と、こういうのもありましたけれども、その事務所が、従来社会福祉協議会の中にあっただけですが、その隣に今度新築をしてできたということで、これに至る経緯を御説明ください。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

成年後見制度の利用状況の低さから、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、別府市でも令和元年度より制度の周知、市民後見セミナーや市民後見人養成講座の開催など、高齢者や障がい者を取り巻く関係機関等による地域連携ネットワークの構築に努めてまいりましたところ、制度の利用促進を図る上での中核機関の必要性を感じ、地域の福祉活動の拠点としての役割を持つ社会福祉協議会へ委託し、別府市成年後見支援センター開設の運びとなりました。

令和2年12月のセンター開設時は、社会福祉会館の会議室等を利用して相談業務を行っていましたが、相談件数が多くなったことから、隣接地に新しくセンターを設置し、先月の11月29日から業務を開始しております。

○13番（荒金卓雄君） この新築の支援センター、私も見に行きましたが、いわゆる今の社協の建物の南側、以前駐車場になっていたその一部を新築で建てております。実はこの土地、別府市の市有地だったのですけれども、これを無償で貸与するという、こういう別府市としての後押しもしておりますね。

相談ですとか、いろんな申立てまでの支援に関しては無料で、非常に親切に対応していただいているのですけれども、いざ申立て、また後見人を頼むとなりますと、これはお金がかかる問題なのですけれども、申立て、またその後、後見人の報酬額、この辺の金額はどのようなふうになっていますか。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

申立て費用としまして、申立て手数料をはじめ郵便切手代、登記手数料、あるいは鑑定費用などがかかります。これらは、申立て内容によって金額に差があり、6,400円から8,000円程度かかりますが、家庭裁判所において認知症の程度など鑑定が必要と判断されますと、これに加えて3万円から10万円の関係費用が必要となります。

なお、成年後見人が通常の後見事務を行った場合の基本報酬につきましては、被後見人所得に応じて家庭裁判所が決定する仕組みとなっております、一般的にはその目安は月額2万円程度と言われております。

ただ、管理財産額が高額になりますと、複雑・困難な業務となりますので、1,000万円を超えますと、月額3万円から6万円となる場合もございます。

なお、法人後見の場合も同様の取扱いとなっております。

○13番（荒金卓雄君） この料金が、月々2万円の報酬額を後見人にお支払いするというのは、なかなか年金生活が主体の方、また生活困窮者にとっては非常に負担が大きいと思うのです。だから、それを理由に、経済的理由で成年後見制の相談に、また申立てに至らないということがあってはならないと思うのですけれども、それに関して別府市は助成制度が行われているということなのですが、その助成制度について御説明ください。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

成年後見制度の理由が必要と認められるにもかかわらず、経済的に審判費用や後見人等の報酬等の支払いが困難である場合には、一定の条件の下、別府市が補助できる制度がございます。別府市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づきまして、補助金交付申請書に必要な書類を添えて提出いただきますと、別府市成年後見審査申立審査会において交付決定の審査を行い決定いたします。この決定を受けた者は、交付決定された年度の末日までに補助金交付申請請求書を申請していただく必要がございます。

○13番（荒金卓雄君） 概して高齢になれば、こういう成年後見制度を利用する可能性が高くなっていくのですけれども、そういう方々にとっては、たとえ今介護保険の認定を受けたりサービスに至るまでは、相談をしたりしても無料なのですね。これはただし、もちろん介護保険料を月々支払っていますから、表向きは無料ではあるのですが、この成年後見制度というのはまだ耳新しいし、どのくらいお金がかかるのだろうかというような心配もあろうかと思しますので、この助成制度をぜひ積極的に広報して、そういう経済的な理由で申立てを諦めるというか、というようなことがないようにぜひしていただきたいというのを申し上げて、この項を終了いたします。

次に、2番目の起業・創業の取組と伸展についてお伺いいたします。

実は先日、市のほうから「ONE BEPPU DREAM AWARD 2021」というのに、一度見に来てくださいと、こういう趣旨の案内をいただきました。3年ぐらい前から「別府大同窓会」というのとセットで行われているのは知っていたつもりなのですが、今回、城島高原の城島高原ホテルというところであるということで、私もまだホテルまで入ったことがなかったものですから、今回足を運んだ次第なのです。

非常に広い会場に男性・女性、もう男性に偏っているということはないですね、女性も非常に多い。また、いわゆるビジネスプランのプレゼンテーションのコンテストといえますか、そういう趣のあれなのですけれども、非常に何というのですかね、こういう、私も背広で行ったら、市長は背広ではなかったと思うのですけれども、ほかの阿南副市長をはじめ市の職員の皆さんはみんな背広、私と、あと小野副議長、安部一郎さん、森さん、期せずして一緒のテーブルで聞かせてもらったのですけれども、非常にこれまでにないやつだなというふうに思いました。10名の発表者がありましたよね。「湯けむり図書館を鉄輪温泉に造りたい」とか、「別府市のフリースクールの充実をしたい」と、こういう若い方からのビジネスプラン。それを聞くのはサポーター、またパートナーというような、面白いのがあれば絡んで応援して育てていきたいな、こういう方なんかは聴衆側なのですね。

私は、その中で「別府で作る“温泉地獄ガエル”」というのがありまして、別府市でカエルですよ、カエルを養殖して食に提供しようと。それもプランを見ますと、別府市で廃業になった共同温泉を利用してやりたい、こういうようなビジョンがあったり、そういうのが逆に、でも、カエルの帽子、それをかぶってプレゼンするのですよ。面白かったですね。最後に、その方から参加者の皆さんにカエルの足の部分の薫製がプレゼントされたわけです。ぜひ一回試食してくださいということですね。でも、やっぱり市長が強制的に、強制的にというか、ムード的に司会のほうから、「市長、ぜひ食べて感想を」と言って、もう武者ぶりついていましたよ。我々議員団ももらったのですが、ちょっとその場ではなかなか開けて食べるということではできませんで、私も家に持って帰って、どんな味がするのだろうかとも思いながら、まず家族に、「こんなものをもらったから、あなた、食べよう」と言いたけれども、見向きもしない。そのうち有効期限、賞味期限は1週間ぐらいだということで日にちが近づいてきて、私、どうしようかな、このままにすると、また食品ロスになるからと思ひまして、思い切ってというか、食べたのです、小さく刻んでね、フォークで刺して。淡泊な味なのですよ。もう別に、何というか、カエルと言われなければ気がつかない。だから私はもうインスタントラーメンの具に残りを入れまして、おいしく食べたのです。

こういう催しがあったということは、私は面白いなと思ったのです。では、まず質問します。この企画の開催目的、内容、運営方法、これはどのようになっていますか。

○文化国際課長（高木智香君） お答えいたします。

この企画は、市内の大学を卒業した方々が、1年に1度別府へ集まる機会を設けるために組織された「市民・学生大同窓会」実行委員会の事業として実施しているものです。「O

NE BEPPU DREAM AWARD」は、この実行委員会事業の1つであり、別府で起業したい、新たに事業を展開したいとの思いを持った方々と、地元企業を中心としたサポーター企業をつなぎ、課題解決に取り組み、地域の活性化を図る目的で開催しております。

○13番（荒金卓雄君） この開催は3年目となりましたけれども、今回参加した方の内訳といますか、バラエティーさがどのくらいあるかということ、平均年齢、出身地、学生か社会人か、こういうような内訳が分かれば教えてください。

○文化国際課長（高木智香君） お答えいたします。

本年度の応募者数54名、ファイナリストは10名、サポーター企業数は62社でした。

応募者のうち、事業計画書を提出した28名の方々の平均年齢は34歳で、現役学生は8名でした。市内在住者は18名、県外在住者は4名となっております。

○13番（荒金卓雄君） 私も頂いた資料を少し、お一人ずつ読みましたが、APUの在籍生が2人、また子育て中のお母さん、こういう方も2人、別府市出身者、それは出身高校とか中学を書いていたから、見ると3人。逆にそれ以外は別府市以外の、大分県以外のところからも来ていると。ちなみにさっきのカエルの方、宮崎県都城市だったと思いますね。そういう、私はバラエティーさが面白いと思うのですよ。APUがもう開校して20年過ぎますけれども、APUの面白いところは、混ぜる教育と。要はいろんなのをとにかくごっちゃ煮的に混ぜて化学反応を起こして、そこからエネルギーが出てくるというようなのに通ずると思います。そういうのが起業・創業というのになろうかと思うのですが、ちょっとこの企画の中で「パートナー」ですとか「サポーター」、こういう用語がありますが、その説明と役割、また「事業マッチング」という言い方がありますが、この辺の意味を教えてください。

○文化国際課長（高木智香君） お答えいたします。

まず、サポーターとパートナーについて御説明させていただきます。

サポーターとは、民間企業、金融機関、起業家支援団体などであり、パートナーは、商工会議所や大学、市役所などの公的機関となっております。

サポーター及びパートナーの役割としては、ファイナリストのプレゼンテーションを聞いていただき、その内容に共感できたファイナリストへ様々な形で支援をしていただくということです。支援の形は様々で、企業の広報をして取り上げていただく、オフィスを貸していただく、起業相談に乗っていただくなど、物的支援だけではなく幅広い形の温かい支援となっております。

事業マッチングとしましては、ファイナリストの事業内容に対して共感したサポーター及びパートナーのことを示しており、サポーター賞として提供いただいております。令和3年度の事業マッチング件数は199件となっております。

○13番（荒金卓雄君） 要は10名の発表者に対して62社のサポーター企業が見に行きまして、これは面白そうだな、これだったらちょっとうちの広報誌に載せてあげたいな、また、うちの会場、部屋を使ってもらってちょっといろいろもっと広げてもらおうかと、こういう提供の仕方をどんどん広げて、それが199件の組合せがあったということですよね。これはもうすごい勢いのものだと思います。

次に、この3年間でそういうのをこういう「ONE BEPPU DREAM AWARD」を通じて起業・創業の成果はどのように出ているのか、また、今後の課題というのとはどのように捉えていますか。

○文化国際課長（高木智香君） お答えいたします。

起業・創業の成果についてですが、昨年のファイナリストの中から、市内に常設店舗を設けることができた大学生や、全国の跡継ぎが集うイベントで優勝した方など、新たなビ

ビジネスの種が芽生えてきています。

次に、今後の課題についてですが、エントリー者数及びサポーター企業数は増加傾向にあります。また、まだまだ市民の方々や地元事業者の認知度は低いと感じています。もっと別府市全体で起業・創業を目指す方々の支援をしてもらえるよう、市民や地元事業者の皆様に対してこの事業の意義や必要性を伝えることに力を入れる必要があると考えております。

また、ファイナリストだけではなく、エントリーをいただいた方々の起業に向けたモチベーションなどを維持するため、取組についても検討が必要だと考えております。

○13番（荒金卓雄君） これは、主催は別府市、企画・運営はB－b i z L I N Kとなっておりますが、この事業についてB－b i z L I N Kの果たしている役割、これはどういう内容ですか。

○文化国際課長（高木智香君） お答えいたします。

この「ONE BEPPU DREAM AWARD」は、起業を志す方々を支援し、育て、その方たちをサポートする企業を集め、起業の実現を支援する、まさにツーリズムバレー構想を具現化したものであると考えております。ツーリズムバレー構想の実現に向けた事業に取り組んでいるB－b i z L I N Kは、募集要項の作成及び募集、ファイナリストの選考及びプレゼンテーション支援、開催当日の進行やオンライン配信などに対応していただいております。ファイナリストを起業の道へと導く支援を行っております。

○13番（荒金卓雄君） B－b i z L I N Kが募集から当日の運営までということ、一番大事なのは、恐らくそのエントリーした方、またファイナリストという発表者によりビジネスとして成り立つようなビジョンにアップしていると。通常事業をやるには人・物・金というのが昔から言われていますけれども、今はなかなか金がないのですね、若い方なんか特に。そこでやっぱりアイデア、または、この間ちょっと私も講演会を聞きに行きましたけれども、マーケット力、マーケティングですね。どういう商品をどこに売り込めばいいのか、また金額も原価を積み上げて、もうこれにちょっと利益を足して、これが適切な価格だという設定の仕方が今はいらない。お客さんが求めている、消費者が求めている金額をまず設定して、それに見合う原価をいろんなところから取り込んでくるというような、そういうものがされますから、やはり一エントリー者だけではなかなかそこまで難しい。だからこそそういうB－b i z L I N Kが相談、またブラッシュアップというのですか、そういうのに関わりながらやっているようです。

ちょっと改めて、今回の「AWARD 2021」に至るまでのタイムスケジュールとB－b i zが果たしたそういうブラッシュアップなどの内容を、もう少し詳しく話していただけますか。

○文化国際課長（高木智香君） お答えいたします。

7月1日から8月16日までビジネスプランの募集の広報を行い、8月5日には幅広い募集を行うためにキックオフカンファレンスを開催いたしました。また、8月中旬からはファイナリストの決定に向け、1次選考を通過したセミファイナリストのビジネスプランのブラッシュアップを2回行いました。その後、9月11日にはファイナリスト選考会を実施し、本番までの2か月間は全体のブラッシュアップを3回、適宜個別のブラッシュアップも実施いたしました。

内容につきましては、サポーターに響くプレゼンの仕方と、事業プランの根幹を確立するものとなっております。具体例を申し上げますと、アーティストの方で当初自分の絵を広めたいという事業提案がありましたが、ブラッシュアップの下、街の人の役に立つ、地域の課題を解決するという企業受ける立場の考えを導入することで、最終的に絵を販売する目的が達成するというアドバイスにより、実際に企業とのマッチングにつながっており

ます。

- 13番(荒金卓雄君) そういうブラッシュアップに向けて、企業とのマッチングがやっぱり実っていくということ強く思います。

今日の合同新聞に、皆さん読まれたと思うのですが、起業家を目指す学生たちのためのシェアハウスが、別府市北浜にオープンしましたと。やっぱり企業・創業というのが、市長のおっしゃるツーリズムバレー構想というのにしっかり結びついていくような動きが、今別府で起こっているのだなというのを思います。それだからこそ、今Biz LINKが取り組んでいるという「ONE BEPPU DREAM」の企画が非常に大事だと思います。

ちょっと1個質問を飛ばしますが、Bizに関して2つだけ言わせてください。

今、Bizの事務所が、何という住所か御存じですかね。「別府市末広町1の3、南部児童館西棟2階」と、こういう呼び名になっているんですね。確かにあそこ、児童館がありましたし、子育て支援センターがありましたからね、そこに後から同居したという形ですから、そういうようになっているのですが、今年の4月で元の南小学校跡地にできましたおひさまパークですか、おひさまパークに移動しました。ですから、Bizもやっぱり認知度を今後はさらに上げていく必要があります。まず、どこに事務所があるのか。あそこの児童館の2階ですよでは、ちょっとやっぱりどうかと。あそこは実は平成3年に「レンガホール」という呼び名をもらっているのですよ。あそこはもう本当、由緒ある建物として、中央公民館と並ぶ吉田鉄郎氏という方の設計になっております。それが戦後電話局なんかに使われておりましたけれども、別府市が購入して、そして別府水道局の分室ですとか、南部出張所ですとか、こういうので使われてきていたのがあります。既に平成3年には耐震調査もして立派に今後使えるということになっていますので、その「レンガホール」という呼び名をぜひ使ったらどうかと。

それと、今申しました児童館が移転して、空いた部屋がずらっとあるはずですね。そこをまた借りればもちろん家賃がかかるわけですが、そこをさっき申しましたこういう若い起業・創業の方がどんどん自由に入出入りする、また何か聞きたいことがあればBizの方に予約でも入れておいて相談するというような、「Bizビルディング」というとちょっと大げさですが、あそこを本当、Bizの目立つ拠点にするぐらいあっていいのではないかなというふうに思いました。

もう1個は、あそこの隣に大分銀行の別府南部出張所が、支店があるのです。しかし、あそこは御存じだと思いますが、来年の1月で一回閉まるのです、もう建物の老朽化ということで。それでトキハの、また今度コスモピアのところにある北浜支店、あそこに一時期統合で移ります、統合で移ります。ただし、今の敷地は、現在の建物を壊して新しい店舗を建てて、今度、今の南部支店と北浜支店が一緒になったやつが新しい店舗に来るということになっています。これは11月にもう発表がされています。Bizをちょっとあそこの建物の、困っているところは駐車場ではないかと思うのですね。今、大分銀行の駐車場も有料のあれになっていますけれども、Bizとの境が、柵があるわけですよ。あれをちょっと大分銀行さんのほうに少し御相談して、駐車場を少し共有というか、していくぐらいすると、余計そういう結集のしやすさが出てくるのではないかなというふうに思いますので、これはちょっと提言ということでお聞きいただければというふうに思います。

以上で、この項を終了いたします。

続きまして、市長からの多様な情報発信についてお伺いいたします。

今、多様性を受容する時代、受容する社会ということで、LGBTなどが先進的というか、最近のことですが、例えば同じ高齢者といっても、おひとり住まいで暮らしている方と御夫

婦2人、または自分たちの子どもさんと一緒に同居しているというのでは、同じ高齢者でも状況、環境が異なるわけですね。そういういろんな、多様な生活状態がある方々に、市民の皆さんに対して、これまでは大まか別府市は市報を別府市からの情報の発信ツールということで出しておりました、そこに市長からのメッセージ「創」というのが出て、もう5年になりますね。これはもう非常に私も、まず市報を開くとそこにどうしても目が行くのです。今回12月号は、「別府をマーチングの聖地に」という言葉が並んでおりました。非常に別府が今やろうとしていることを市長が言葉で話すということでもいいと思っておりますが、それに加えてこのインターネット時代、フェイスブックが市の市長からの発信ということでされているようではありますけれども、それらの掲載回数、また利用発信回数、この辺はどの程度ですか。

○秘書広報課長（大町 史君） お答えいたします。

市報べっぷの「創」のコーナーにつきましては、平成28年4月号から連載をスタートしました。今月発行した12月号で68回目となります。

公式のフェイスブックに投稿した年度ごとの回数につきましては、令和元年度が272回、令和2年度が81回、令和3年度は11月末時点で90回となっております。

○13番（荒金卓雄君） というような市報に載る「創」のメッセージや、フェイスブックからの発信に対する市民からの反響、御意見、御質問、こういうのが具体的にあればお聞かせください。

○秘書広報課長（大町 史君） お答えいたします。

市報のクイズに御応募くださるはがきやメールを見ますと、印象に残った記事に「創」を上げている方や、「創」を毎回楽しみにしていますなどの御意見をくださる方がいらっしゃいます。市報の中でもこのコーナーの人気の高いことがうかがえているところでございます。

○13番（荒金卓雄君） 今の2つに加えて、今回、10月から市長のケーブルテレビの番組「きかせてナガノさん」というのがスタートいたしております。私も市報の11月号で見ますと、これは面白そうだなと思って早速見ているところなのですが、初めてですね、テレビから市長が直接話す。数年前の熊本地震のときにBスタジオから発信というのはありましたけれども、それ以外はなかなか映像でというのはありませんが、この「きかせてナガノさん」というのをスタートした趣旨についてお聞かせください。

○秘書広報課長（大町 史君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各地域での行事が制限され、市長が市民の皆様と直接お会いする機会が少なくなると同時に、市民の皆様の声や疑問を直接お聞きする機会も少なくなりました。そのような中、市長が自らの言葉で市民の皆様への身近な疑問に分かりやすくお答えしたり、最新の市政情報を発信したりすることによって、市民の皆様により市政に関心を持っていただき、安心・安全に暮らしていただきたいということから、ケーブルテレビを活用した番組の放送を開始いたしました。

○13番（荒金卓雄君） では、放送日時、また内容はどのようなのが今流れていますか。

○秘書広報課長（大町 史君） お答えいたします。

「きかせてナガノさん」につきましては、10月からケーブルテレビで放送を開始しました。毎週土曜日と日曜日に1日3回、午前8時30分、午後2時30分、午後10時30分から10分間放送しております。テーマは、第1回目が「別府市のコロナ対策と財政状況」、第2回目が「共生社会実現に向けた取組」、第3回目が「新学校給食共同調理場の整備」など、市政に関する市民の皆様への身近な疑問や御意見に対して市長が生の声でお届けする内容となっております。

○13番（荒金卓雄君） 私も聞きながら、市長がスライドというか、資料を画面に表示しな

がら語っている。それも分かりやすい言葉をよく選んでお話しされているなというふうに思います。これはケーブルテレビを案外見ているのですね。ちなみに今、ケーブルテレビの普及率はどの程度ですか。

○秘書広報課長（大町 史君） お答えいたします。

CTBメディアからの報告によりますと、ケーブルテレビの加入世帯数は11月末現在約4万5,200世帯で、全世帯の約74%となっております。

○13番（荒金卓雄君） 全世帯は6万1,000ぐらいだったと思いますが、その74%の方が見られる環境にあるということは、私はこれは非常に有効な発信手段だなと。今、市報でもなかなか町内会に加入しないという形で届かないというケースがあります。しかし、それを何回か秘書広報課とやる中で、インターネットといいますか、市報をデジタルで見られますよというようなのも新たにスタートしていますし、そういう中でタイムリーな話題をスピーディーに発信するということが可能な、私はこういう新しいやり方を取り入れているのは非常に面白いなと思っています。

もう1点。ひとまもり・まちまもり懇談会、これは市長が一番最初、意欲的に各校区、自治会を訪問して、じかにお声を聞く、また、じかに市政の方針・政策、そういうのを伝えていこうということでしたでしたが、このコロナ禍という中で少し中断されていましたが、11月から再開されました。その中断された背景、それと今後、この懇談会もずっと継続という予定なのかどうか。そこはいかがですか。

○市長公室長兼自治連携課長（山内弘美君） お答えいたします。

ひとまもり・まちまもり懇談会につきましては、平成29年度に地域の皆さんを対象に市内17地区で開催し、平成30年度には老人クラブの皆さんを対象に健康寿命の延伸をテーマにした懇談会を開催いたしました。いずれも多くの方の皆さんの御参加をいただき、市政への一層の理解につながったと考えております。その後も、市長が直接地域の皆さんにお会いする懇談会の趣旨を踏まえ、引き続き開催の検討し計画する中、新型コロナウイルス感染症の状況等も見ながら準備を行ってきたところです。

現在、市内全ての地域に新たなコミュニティとなるひとまもり・まちまもり協議会が立ち上がり、地域の活動も少しずつ戻ってきていることから、2年ぶりの開催となりますが、11月の山の手地域を皮切りに懇談会を実施しています。

今後の予定でございますが、今年度末までにひとまもり・まちまもり協議会が設置されている市内の全7地域で実施いたします。スケジュールといたしましては、来週になりますが、12月15日に中部、1月に南部及び朝日・大平山、2月に北部及び鶴見、南立石、東山、3月に鶴見台の各地域で開催予定です。市報やホームページ、各協議会などを通じて皆さんにお知らせしておりますので、ぜひ多くの市民の皆さんに御参加いただきたいと思います。

○13番（荒金卓雄君） 従来の市報そしてまたホームページやフェイスブックに加えて、直接出向いて直接フェイス・ツー・フェイスで声を伺うというこのひとまもり・まちまもり懇談会を私たちも時々参加させていただいていますけれども、熱が伝わってきますからね。声の勢い、また何か御質問があったときに「うーん」とちょっと考えたりしながら、つくられたものではないという、生の演出が私はこれが面白いと思います。

ただし、気をつけていただきたいのは、これはどうしても聞く側にもなるわけです。今、岸田総理が「聞く力」ということを強調して、聞くということは非常に大事で、我々も議員としていろんな相談を受けに行ったり、御意見、お叱り、聞くわけですがけれども、そのときにこちらの理屈を述べるよりも、まずはお聞きするというのができるかどうか非常に重要で、またこれは「聞く力」に加えて「聞く技術」という言葉がありますけれども、よく言われる大きな声の意見が決して大きな問題とは限らない。小さなささやきの、つぶ

やきの声が大きな問題をはらんでいるかもしれない、こういう聞く側のものがまた試されるという恐縮ですが、大事になってくるというふうに思います。

それに加えて、そこに直接参加できる方がどうしても限られています。本当はじかに市長にお会いしてこういうのを聞きたいのだけれども、体がなかなか許さない。また、若い方は時間の制約、仕事などでというようなので行けないというのがあります。そういうのを私は多くの多様な手段を使いながらカバーし合う。その1つが今回の新しい「きかせてナガノさん」というのにぜひしてってもらいたいなというふうに思います。

そこで、最後、市長にいわゆる情報発信ということで、市民の知りたい情報は何か、また、極力双方向にと。何か後で御質問・御意見があったらそれに丁寧に対処していく、またタイムリーな、今こういうのを発表すると市民の方は安心してくれるのだ、喜んでくれるのだ、こういうのを選んでしていくことが重要ではないかと思えます。そういう多様な時代・社会を背景に多様な発信方法を持つとして、市民の皆さんが、どれが自分にとって一番聞きやすい、また聞くことが可能なものかという選択肢を与えていることにもなるかと思えます。そういうのを踏まえた上で市長の思いがあれば、ぜひ聞かせていただきたいと思えます。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

議員におかれましては、別府市の多様な情報発信に深い御理解をいただいておりますことを、心から感謝を申し上げます。また、議場においても、「創」の内容についても熟読をさせていただいて、いろいろな御解説もいただいております。本当に一番の読者であっていただけるのは、本当にありがたいなというふうに思います。

今、議員御指摘のように、市報は紙ベースで、それからフェイスブックをはじめとするSNSがネットを使ったものと、そして新たにケーブルテレビでと、本当に多様な情報の発信をすることで、インターネットのいわゆる弱者といいますが、情報弱者の皆さん方と一般的に言われる皆さん方にも、紙やネットやテレビやと、様々な情報発信をさせていただくことで漏れなくといいますが、情報をできるだけお届けすることができるという、今だからこそできる情報発信。1つのところが退化をするというか、1つを手を抜いてほかを伸ばしていくというよりも、情報のツールが増えるということは、それだけ多くの人に伝える手段が増えるということでもありますので、これは非常に私も有効ではないかなというふうに思っています。

フェイスブックに関しては、公式のアカウントで私の行動や必要なことを発信していると。個人のアカウントもありますので、そこは少し政治的なことも個人の意見として書かせていただくことがありますけれども、それはそれとして、公式のアカウントを使って別府市長としての動きを皆さん方に御報告をさせていただいているということでございます。

いろいろと難しいこともあります。SNSの時代なので、直接私にもう毎日、大体平均すると多分三、四件ずつダイレクトに意見が来ます。私は、それに一つ一つできるだけ丁寧にお答えをするようにしております。

それと、議員が言われた、声が大きい人の言うことが本当の大きな問題とは限らないというふうに言われました。まさにそういうこともあるのだろうというふうに思っておりますので、物事の課題や問題の本質をしっかりと見据えて、私たちは問題の根本的な解決を市民の皆さん方の意見を直接伺う上で図っていくということをこれからもしていきたいと思えますし、「きかせてナガノさん」の内容を先ほどお話しさせていただきましたが、これは、政治家の悪いところは自分たちの言いたいことを言うと、結果、市民の皆さん方にはあまりつまらないような状況になるということがあるので、先ほど言ったようにいろいろな方々から、今皆さんが疑問に思っていること、このことについてどうなっておるの

かというようなことを、直接SNS等で私も聞いて、皆さん方が興味があることに関してこちらから情報発信するということができておりますので、今後も、言いたいことよりも皆さん方がお聞きしたいこと、このことにこだわってしっかりと情報発信していきたいというふうに思っているところでございます。

- 13番（荒金卓雄君）ありがとうございます。では、以上で今の項を終了して、次の市民生活の安心・安全の強化についてお伺いします。

10月の3日に和歌山県和歌山市の紀の川に架かっている六十谷水管橋、要は広い橋を直接またぐ水道の管が通っているわけですね。その一部が崩落するという事故が起きました。しかし、ちょっと「水管橋」という言葉そのものが、ふだんなかなか聞き慣れないので、まずこの「水管橋」とはどのようなものか、この御説明をお願いします。

- 上下水道局工務課長（永井雄一君）お答えします。

水管橋は、河川などを横断し、一般的には浄水場からの水を送る管で、和歌山市で起こったような水道管を単独で渡す独立管形式と道路橋に添架する添架形式の水管橋に大別されます。その構造は、横断する距離や管の太さによって異なりますが、別府市では添架型の水管橋がほとんどであります。

- 13番（荒金卓雄君）この紀の川というのは、大きな川のように。私は、有吉佐和子の「紀ノ川」というのを読んで、ちょうどこの「六十谷」という地名が出てくるので、あらっと思って今回ちょっと詳しく見てみたのですが、この和歌山市で発生した事故の概要、またその原因は、別府市としてはどのように捉えていますか。

- 上下水道局工務課長（永井雄一君）お答えします。

事故の概要としましては、和歌山市の紀の川に架かる口径900ミリの水管橋の一部が崩落し、市内の4割近くに当たる約6万世帯が1週間にわたって断水しました。

また、原因としましては、新聞報道によりますと、部材の破断は確認されている状況であります。和歌山市において現在調査中と、そういうことでございます。

- 13番（荒金卓雄君）では、別府市内では、この水管橋というのは何か所ぐらいありますか。また、そのうち今回の事故のような水管橋、独立管形式、そういうのは何か所ありますか。また、その水管橋の設置年度、耐用年数、この辺はどうでしょうか。

- 上下水道局工務課長（永井雄一君）お答えします。

別府市には、小さな口径も合わせますと、全部で115か所の水管橋がございます。大部分は道路橋に添架された水道管であり、和歌山市のように水道管を単独で渡す独立管形式の水管橋は2か所でございます。1つは境川に架かる水管橋ですが、昭和63年の竣工です。もう1つは新川に架かる水管橋で、平成4年の竣工であります。耐用年数はいずれも40年で、双方ともまだ経過していませんが、塗装面において経年化による多少の劣化の症状が見られますが、給水には支障を来しておりません。

- 13番（荒金卓雄君）今回の事故を受けて、上下水道局を管轄する国の厚生労働省から全国の水道事業者に対して、水管橋の点検の指示が出ております。別府市では、この指示に関して点検はどのように実施をしましたか。

- 上下水道局工務課長（永井雄一君）お答えします。

厚生労働省からの10月8日付の依頼は、和歌山市と同様の形式の水管橋の点検でありました。別府市では、事故の翌日、直ちに市内に設置された全箇所水管橋の点検を実施したところでございます。点検方法としましては、近距離による目視及び可能な箇所のたたき点検。結果としましては、塗装面に経年劣化はあるものの、特に大きな異常はございませんでした。

- 13番（荒金卓雄君）ただでさえ地中に埋まっている水道管の管理があつて、これはもう目に見えませんかから、なかなか漏水の兆候とか、そういうのを通じてしたり、また計画的

に古いやつから新しいのに替えていくという対処はあろうかと思うのですが、この水管橋の老朽化対策、また長寿命化対策、こういうものはありますか。

○上下水道局工務課長（永井雄一君） お答えします。

水管橋の老朽化対策ということですが、一般的にはさびによる劣化を防ぐため塗装の塗り替えを行います。また、長寿命化対策としましては、管の内面を塗膜する管更生の方法がございます。別府市としましては、毎年実施しています点検結果を基に優先順位をつけ、老朽化対策及び長寿命化対策を順次行ってまいりたいと思います。

○上下水道企業管理者（岩田 弘君） ただいま、課長から答弁させていただきましたが、本市においても朝見川、境川、春木川の二級河川には水管橋が設置されております。これは朝見浄水場から石垣地区、上人地区、亀川地区の北部への送水をする重要な配管でございます。

和歌山市の崩落事故を教訓に、市民の皆様へ断水の発生を回避するため、定期的な点検を行っております。水管橋の崩落事故を防ぐには、橋のダメージを防ぐ腐食の防止を食い止めることが重要であります。この点検結果を基に耐用年数を超えた水管橋、塩害を受ける橋など優先的に塗装工事を実施し、水管橋の安全対策に努めてまいりたいと思います。

○13番（荒金卓雄君） 本当、この地道な点検が大きな事故を防ぐということにつながりますね。今回の和歌山の事故も、私は報道を見ますと、毎年1回大体水管橋についている管理通路を通して目視で点検を実施していると。今年の5月に点検を済ませたばかり。けれども、そのときには確認、破断というのは確認できなかったということなのですが、今回の事故を受けてドローンを飛ばして、要は目視でなかなか広い角度が見えない裏側等を調査したら、つり材ですか、つり材というところに腐食による破断が確認されたという報道がありました。

私なんかも素人で、実は新川の水管橋と天満の水管橋を見に行っただけなのですが、正直、目視だけではよっぽど切れ目が入っているとか塗装がもう、さびが出ているとかでない見えにくい。また、裏になるとさらに難しいのではないかと思います。そういう点検・診断の技術も非常に新しいやり方、また向上というか、レベルアップしていると思います。そういうのを別府市としても取り込めるように、そういうのに資格が必要であれば有資格者、また研修が必要であれば積極的に職員の方にそういう研修を受けてもらって、ハイレベルの点検をうちはやっていますよと言える安心・安全をまた市民の皆さんに届けていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○21番（堀本博行君） それでは、今、荒金委員長に引き続きまして、私から質問をさせていただきます。

今日は、5項目について私なりに確認、そして提案も含めて進めていきたい、このように思っております。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、通告に従って、3回目ワクチン接種から入りたいと思います。

御案内のとおり全国的には11月の25日時点で全人口の76.5%の方々が2回目の接種を完了しております。時間の経過とともに感染予防効果も落ちることから、3回目の接種がスタートをいたします。医療従事者の方々から始まり、年明け、高齢者、我々を含む一般向けに順次進んでいくというふうにお聞きをいたしております。万全を期していただきたい、このようにも思っているところであります。

また、2回目の接種からよく新聞報道で読ませていただきますが、2回目の接種から1か月程度で88%に効果が低下をする、また、2回目の接種から5か経過すると47%程度に低下する、このように言われております。その中で3回目の接種で95.6%に効果が回復をする、このように新聞で読ませていただきました。

先日、別府市からの3回目の接種が始まりますというチラシも、スケジュールも含めて

大まかな流れを読ませていただきましたけれども、接種券の様式が若干変わるようではありますが、最低でも2回目の接種を終えている全ての市民の方々がスムーズに3回目の接種が無事故で受けられるように、しっかりとした体制をお願いをいたしたいと改めて思うところであります。

そこで、まず今後の接種体制はどのように進めるのか、確認も含めてお示しをいただきたいと思います。

(議長交代、副議長小野正明君、議長席に着く)

○いきいき健幸部次長(大野高之君) お答えいたします。

当初、2回目の接種を終えてから原則8か月以上経過した18歳以上の方から順次接種することとされておりましたが、一昨日の岸田首相の所信表明で、オミクロン株への対応のため優先度に応じできる限り接種を前倒しするとされました。現状では接種券は毎月8か月を経過した方へ市から送付いたします。65歳以上の高齢者の方々については、接種日時と接種会場をあらかじめ指定して接種を御案内する予定です。65歳未満の方は、1、2回目と同様、コールセンターでの電話予約、もしくはインターネット予約で接種を予約していただきます。

接種会場は、市内医療機関の個別接種会場と、べっぷアリーナの集団接種会場を予定しております。

3回目接種に使用するワクチンは、1、2回目の接種でどのワクチンを接種したかにかかわらずメッセンジャーRNAワクチンとされており、薬事承認済みのファイザー社製ワクチンと近日中に承認予定の武田/モデルナ社製ワクチンとなります。

接種につきましては、国・県の方針を受け前倒しする方向で検討してまいりますが、詳細な方法等明らかにされておりませんので、今後も国及び県の動向を注視し、本市としてもできる限り柔軟に対応できるよう努めてまいります。

○21番(堀本博行君) ありがとうございます。今、答弁がございましたけれども、2回目の接種を終えてから原則は8か月というふうなことであります。未接種の方々は、3回目の接種が、いわゆるこれまで一回も接種をしていない未接種の方々は、3回目の接種は届かないというふうな理解でよろしいのだらうと思えます。9月議会でも私、御指摘をいたしました。特に若い世代の未接種の方々への対応について、この辺が大変気になるところでもあります。3回目の接種が具体的に始まり、担当課も3回目に目が向いてしまいがちになろうかというふうに思えます。

そこで、別府市内の接種率について少し触れたいと思えますが、全国的にはよく言われました7割の壁、これは全国的にクリアをしておりますし、別府市もクリアをしております。そういった中でこの接種率の高さが、現在のコロナの収束につながったというふうにも言われております。そこで、別府市内の年代別接種率、これをお答えいただきたいと思えます。

○いきいき健幸部次長(大野高之君) お答えいたします。

11月30日時点で2回目の接種を終えた方の割合で、お答えいたします。12歳から19歳で80.4%、20歳代で72.0%、30歳代で81.3%、40歳代で88.8%、50歳代で90.3%、60歳から64歳が93.8%、65歳以上が87.6%、全接種対象者に占める接種者の割合は86.7%、全人口に対する接種率は76.5%となっております。同日での大分県全体の接種率は76.4%、全国では76%となっております。

○21番(堀本博行君) 大変に高い接種率であります。心から敬意を表したい、このように思うところあります。

また、接種率が低い20歳代でも72.0%、70の壁をしっかりと超えておりますが、以前から言われておりました若い世代の接種率が心配をされております。20代で72.0%という

ふうに言われましても、未接種の方々が28%いらっしゃるというふうにもなります。そういえば、人数でいえばほぼ3,000人程度というふうになるかと思えます。また、12歳以上の接種対象者でいえば、未接種の方々が1万5,000人前後まだいらっしゃるというふうなことにもなるわけであります。特に20歳代を中心に未接種者の方々への対応、これをどのようにするのか、分かればお答えをいただきたいと思えます。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

当初、新型コロナワクチン接種事業は、令和4年2月末日まででしたが、今回の追加接種実施に伴い令和4年9月末日まで延長されることになりました。これにより1、2回目接種を希望される方は、来年9月まで接種が可能となります。ただし、3回目接種を9月までに終えるには、接種間隔を8か月とする場合は、来年1月中旬に2回目接種を完了する必要がありますので、3回目の接種を希望される方は早めの接種を検討するよう、これからも広報に努めてまいりたいと考えております。

○21番（堀本博行君） よろしくお願いをしたいと思います。今答弁ございましたように、来年の9月末までというふうな形で、延長されたものの未接種の方々からすれば、いわゆる8か月の期間を、2回目接種から3回目までの間に8か月間、今のところ間隔を置くというふうなことになれば、特にこの12月、1月、この辺の、今、次長が答弁いただきました広報をしっかりとやるというふうなことでやっていただければというふうに思っております。そういう全てが、行政そのものも3回目の接種にずっと方向性が、目が行ってしまいますけれども、特に未接種の方々に対する、先般もテレビを見ておりましたら、こういう未接種の方々のキャッチアップ、これをしっかりと忘れてはいけないというふうなことでお話をする先生がしておりました。大事なことだなと私も思って見ておったところであります。

先ほど、広報ということがありました。先ほどもうちの荒金委員長のほうから「きかせてナガノさん」のお話しがありました。そういったことでも、その辺の市長の口からできるだけ早めにと、このことに限らずアピールができれば、広報ができればというふうにも思っておりますので、ぜひ「きかせてナガノさん」から「お願いナガノさん」みたいないろんなタイトルをつけてやっていただきたい、このように思っているところであります。よろしくお願いをしたいと思います。

次に、消防本部の日出・豊岡地区の連携についてということで質問をさせていただきたいと思えます。

この件は、実は平成18年に私が6月議会で質問した項目がございます。これは今の両郡橋の鳴川を境に大分市と別府市に分かれておりました。おりましたというか、今でも分かれていますのですが、その鳴川というところに平成18年の5月頃だったかな、私の同級生のおふくろさんとお話をする中で、実は鳴川を挟んで大分側に住んでいまして、そのお母さんがいろんな話をする中で、実はここは大分市で、救急車を呼ぶと、先日救急車を呼んだら、大分市の本庁は、10.4キロ離れた本署から40分かかった。当時はまだ拡幅されていなかったので、一発何か事故が起きると常に渋滞、10号線が渋滞、こういうような状態でありました。

そこで、私が、当時あの界限に10世帯で19名の方々がお住まいになっておりました。その方々が119番の通報をすると、あそこは「大分市鳴川」というところなのですが、0977という番号なので、一旦は別府市消防本部に通報が行きます。そして、当時は通報を受けた消防本部が、「鳴川ですね。お待ちください」、そう言って大分に転送されていたという、こういう経緯がありました。そこから消防署が出動して、渋滞で40分かかる。あまりにも遅いのでタクシーで別府の病院に駆けつけたという、こういう経緯があって、この議場で6月議会で対応をただしたところであります。それから、すぐ大分市消防本部

と別府市の消防本部で9月の何日だったかな、平成18年の。その当時の9月に締結を早速結んでいただいて、今のような状態で、鳴川については別府市の浜町出張所から出動する、こういうふうな形でありました。当時、大分合同新聞も書いていただいて、「距離が10分の1に」という、私も記事を持っています、これ。大切にしております、この記事は。そういうふうなことが、そういう経緯があったわけでありまして。

そういった中で、今回私の豊岡の、小学校からの同級生が豊岡に住んでおりまして、我々も68歳で、その友だちの女房も68歳で高齢者であります。深夜に急に腹痛を訴えて、もう我慢できなくなって救急車を呼んだ。そうしたところが、日出の消防署の救急車が出払っておりますと。それで、杵築のほうからというふうな話になったというふうなことをお聞きしました。ケースとしては、非常に鳴川と似ているなというふうなことで、何とかならないのかというふうなことで、今回この項目を上げさせていただいております。

こういうふうな形で日出とのいわゆる応援体制というか、そういうふうなことについての応援協定、こういったものがあるのかどうか、まずお答えください。

○消防本部警防課長（井元隆文君） お答えいたします。

日出町豊岡地区を限定とした応援協定は結んでおりませんが、昭和51年、県内全ての消防本部と応援協定を結んでいるため、それらに基づき運用していることが現状でございます。そのため、日出町豊岡地区を管轄している杵築速見の消防本部から応援の要請がありましたら、別府市から出動することになっております。

○21番（堀本博行君） それでは、今後、そういうふうな形の協定を結ぶという計画とございますか、ありますか。

○消防本部警防課長（井元隆文君） お答えいたします。

大分市鳴川地区につきましては、119番通報が別府市に入るという経緯から、大分市消防局と申合せを結んでおりますが、日出町豊岡地区におきましては、管轄している杵築速見に119番通報が入ります。このことから、現時点におきまして日出町豊岡地区への救急出動について改めて協定を結ぶ計画はございません。

また、日出町豊岡地区の救急出動について、杵築速見消防組合消防本部に確認したところ、4台ある救急車の全てが出動した場合、別府市に応援要請を行う取り決めがあり、救急車の到着までに時間を要する場合は先に消防車を出動させ、必要な応急処置、または観察などを行っているとの回答を受けております。しかしながら、日出町には大きな宿泊施設などもありますので、災害発生時、大分県内の応援協定に基づき消防、救助、救急の活動が効率的に行えるよう日頃から連携訓練を行い、相互連携の強化に努めてまいりたいと考えております。

○21番（堀本博行君） ありがとうございます。事は市民の生命と財産に関わる問題であります。しっかりと検討して前に進めていただきたい、このことをお願いしたいと思っております。

それでは、次にまいります。小中学校の緊急時の対応についてということで進めていきたいと思っておりますが、まず初めに現状、現状をお伺いしたいと思います。

今、別府市内のいわゆる突発的な事件・事故の、このときの緊急時の連絡体制、連絡手段はどのような体制になっているのか、まずお答えください。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

各学校は、事件・事故・火災・自然災害等緊急時の連絡体制及び緊急対応の流れを定めた学校危機管理マニュアルに基づき対応を行っています。

具体的な連絡手段といたしましては、小中学校職員室と各教室及び幼稚園間直通のインターホンや放送設備を活用しているところでございます。個別の連絡が必要でインターホ

ンや放送設備が使用できない場合は、情報を得た職員が当該職員のもとに駆けつけるか個人の携帯電話にて連絡を取っております。

また、現在教育委員会では、メール配信システムを導入し、各学校から家庭への一斉連絡及び個人の携帯電話にて教職員の情報共有が可能な体制を構築しているところでございます。

- 21 番（堀本博行君） 今答弁がございましたけれども、個別の連絡が必要なときは、情報を得た職員が当該職員のもとに駆けつけるか個人の携帯電話に連絡を取っておりますと、このようにありました。

最近、私の知人に、学校現場で関係者の方々からいろいろお話もいただきましたけれども、学校現場そのものというのは、毎日のように保護者からの電話が本当に多いということもお聞きをいたしました。また、欠席の連絡、遅刻の連絡、下校時の確認、また保護者から担任への伝言、子どもたちへの伝言、こういったふうなことが時間に関係なく入ってくるというふうにありました。また、午後の帰りの時間、急に学校に親が迎えに来るので伝えてほしいとか、こういうふうなことも具体的にいえば様々あるようであります。ほかにも突発的な事故・事件、先日も中学校で殺傷事故、非常に悲劇的な事件でありましたけれども、亡くなるというふうな事件がありました。緊急、いわゆる救急車等々を呼ぶような、こういうふうなこともあってはなりませんけれども、そういうふうなことも考えておかなければならないというふうな今状態だろうというふうに思っております。

そういった中で、今全国的には学校現場で教職員にいわゆる PHS という、いわゆるピッチと言われる携帯電話を職員に持たせて緊急対応をしているというふうなところが増えております。1 つは国立市の小中学校、ここも PHS の導入を早くからしておりますが、これは東日本大震災を受けて、学校現場では災害時に複数の通信手段を確保するということが求められ、また最近では学校における食物アレルギーの対応としてアナフィラキシーショックの発症時等に関係職員が速やかに集合し、それぞれ役割分担に応じた適切かつ迅速な対応が取られる体制を構築することが必要となっております。国立市の中学校では、児童生徒の安全のため、さらに日常の公務改善を図るため副校長、養護教諭、学校担任等が、勤務時間中に PHS を携帯しております。こういうふうな形で、具体的には国立市では小中学校が 11 校あるというふうに言われております。台数も 210 台というふうな形で設置をされて、これはいわゆる学校にいる勤務時間中に携帯をする。帰るときは置いて帰る。緊急時の連絡のためには校長、役員、役員といいますが、校長、副校長、この辺は自宅に持って帰るというふうなことも言っておりました。

利用目的というふうなことで、緊急時における校内の連絡、ほとんどこれは通話無料です、PHS は、非常に今お金がかからない。後ほど申し上げますが、大分市もそういうふうな体制を取っておりますが、ほとんど通話は無料というふうな形であります。

そういうふうな学校に、国立市はこういう状態であります。また、お隣の大分市、これも 3 年ほど前から緊急時の対応ということで、全ての公立小中学校における教職員 2,400 名、大分市は人口が多いですからね、2,400 名に携帯電話の貸与を始める。不審者の侵入や部活中の事故等の緊急時の事態に対応するのが目的。市教委によると、人口 20 万以上の自治体での取組は初めてというふうに言われております。学校施設課によると、大分市内の全小中学校には、2005 年不審者侵入を想定した通報ボタンの設置、教職員にはペナント型の通報装置を配布した、当時は配布したということでもあります。このボタンを押すと、一斉に全校に緊急通報が流れる仕組み。2001 年、大阪教育大学、いわゆる池田小学校での事件を受けてこれを設置したのでありますが、導入から 10 年以上が経過し、さらに費用は 1 億 7,000 万円ほどになるが、一方、携帯電話を活用した場合は、月額 1,500 円の「カケホーダイ」を契約すると、年間経費は 4,300 万円。保護者とのやり取りなど使え

ば、固定電話代 1,100 万円の削減も見込めた。10 年間でかかる事業費はこれまでと大差なく、導入の決め手となったと、こういうふうになっております。

こういうふうな形でいわゆる学校現場での携帯の導入、これはもういろんな緊急時の対応、突発的な事故の対応、そのときに職員が走り回るといふ、こういうこと自体がやっぱり危機管理というふうな観点からいかなものかというふうに思っているところであります。そういった意味では様々な連絡、先ほど申し上げました連絡に走り回るといふ、こういうふうなこと、また報告・連絡・伝言・伝達、一気に解決をするというふうに考えますが、当局のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

現在、別府市の学校で保護者と教職員の連絡につきましては、別府市独自のラインアプリを開発いたしまして、これで行っているところであります。

また、緊急時の迅速・確実な対応に向けた体制や整備等の見直しは、常に行う必要があると捉えております。公用携帯電話を導入している自治体がどのように活用しているのか実態を把握するとともに、緊急時により有効な対応ができるように検討を進め、幼児・児童生徒のより一層の安全と安心の確保に努めてまいります。

○21 番（堀本博行君） よろしくお願いをしたいと思っております。ぜひぜひお願いを申し上げたいというふうに思っております。

市長が誕生して、もう 7 年目に入ります。私は、個人的にも青年市長、長野市長ということで、若い市長だから少しぐらいやり過ぎる、これくらいがちょうどいいというようなことをよく話をしておりますが、最近、私もアナログ人間でございまして、なかなか市長の打ち出す横文字の政策についていけないで、一生懸命ついていこうとしておりますが、よく亡くなった河野数則議員が、「分かりにくいな」とここで言うておりました。思い出します。そういうふうなことで、そういう中でもしっかりやり過ぎるぐらい、極端な言い方をすればやり過ぎるぐらいがちょうどいいというふうな思いもあって、いやいや、そういうことはないよというふうなことで頼みながら話をしたこともあります。

そういうふうなことであるのでありますが、私ももう 20 年ほど前、PTA を 6 年間やらせていただきました。当時はまだ携帯電話ができた当方で、私もかなり大きな携帯電話を持って話をしておったことを思い出しますが、その当時、やっぱり青山小学校も、もう青山小学校はありませんが、青山小学校で 3 年間、山の手中学校で 3 年間 PTA 会長をやらせていただいて、その当時もやっぱり先生方が走り回っていました、連絡とか何とかで。部活をしておって、部活を見ておったら、窓から用務員の人が、「先生、電話ですよ」みたいなことを言うておりました。そういうふうな形の中で、行政は市長のリーダーシップで進んでおりますが、学校現場が若干やっぱりテンポが追いついていない、こんな思いもしておるところであります。それこそ事は子どもの緊急時の問題でありますから、ぜひしっかり検討していただいて、導入に向けてお願いをしたい、このことをお願い申し上げて、次の質問に移ります。

それでは、10 万円給付について、確認の意味で若干やり取りをさせていただきたいと思っております。

さきの衆議院選挙を受けて経済対策の大きな柱として、18 歳以下の子どもたちに 10 万円相当の給付が決定しております。これから国会で様々な議論がなされてまいりますけれども、大まかなところは大体大筋、補正予算等々を見てもはっきりしてきております。特に年収 960 万円未満というふうなことも決定しておりますし、具体的には 2003 年 4 月 2 日から 2022 年 3 月 31 日までに生まれた子どもが対象になる。また、中学生以下は児童手当の振込先として自治体がしっかり口座を掌握しておりますので、手続の必要はない。また、併せて 16 歳から 18 歳の高校生世代については申請が必要。こういうふうな形もあ

りますが、したがって5万円の振込は、16歳から18歳については年明け以降になるということも言われております。また、高校生世代でも、これは国の発表であります、高校生世代でも兄弟姉妹が児童手当をもらっていれば、自治体によっては年内に振り込むというケースもあり得る。こういったふうな情報があるわけでありませう。

まず、この18歳以下の10万円の給付について確認の意味を込めて概要を御説明願えますか。

○子育て支援課長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

国の動向を見ながら予算化して、本議会での議決をいただいた後になります、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子どもたちを力強く支援し、その未来を開く観点から、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付を行う予定でございます。

まず、先行給付金として対象児童1人につき5万円を支給したいと考えております。

対象者については、次の4つの区分のいずれかに当てはまる方が対象者となります。

まず、1つ目の区分として、別府市から令和3年9月分児童手当を受給している方で、対象者数は約6,300世帯、対象児童約1万520名でございます。

次に、2つ目の区分として、令和3年9月30日時点で生年月日が平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの、いわゆる高校生の児童を養育する方。

3つ目の区分として、所属庁から児童手当を受給している公務員の方。

4つ目の区分として、令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた、いわゆる新生児の児童を養育する方でございます。

2つ目から4つ目の区分の対象者数は約3,000世帯、対象児童約5,000名でございます。

○21番（堀本博行君） ありがとうございます。また給付の方法、スケジュール、これも簡単をお願いします。

○子育て支援課長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

別府市から令和3年9月分児童手当を受給している方については申請不要であり、令和3年12月27日の支給を予定しております。また、そのほかの対象者につきましては、申請が必要になります。令和4年1月以降に申請受付を開始する予定で準備を進めてまいります。申請を受け付け後審査を行い、順次速やかに支給したいと考えております。

○21番（堀本博行君） 2回目の、いわゆるクーポンというふうなことが今言われております。これについていろいろ議論がなされて、今、これも国会でいろいろまた細かなところが決まっていくのでありましようけれども、大まかなところは変わらないというふうに思っておりますが、このクーポンについてはどうなりますか。

○子育て支援課長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

まだはっきりしたことは分かりかねますが、国は、10万円のうち残る5万円については、令和4年春までに5万円相当のクーポンを支給することとしています。今後、国の動向を踏まえながら支給に向けて準備をする予定でございます。

○21番（堀本博行君） クーポンということでもあります。私も若干先ほどのワクチン3回目のやり取りもさせていただきました。今、このクーポンというのが非常に手間がかかるというのが気になっております。一番心配なのは、このクーポンそのものが3月、4月というふうな時期になるのでありましよう。またその3月、4月、ワクチン接種の3回目と重なるというか、かぶるというか、そういうふうな心配もしておりますし、また2つ目の心配として、クーポンとなると印刷、発注、発送という、こういうふうなことも本当に単独の課でできることもなかなか難しい、応援体制も要るのだらうというふうに思いますし、またこの使い道、クーポンをとということになると別府市内に限定をされるのかどうかよく分かりませんが、そのクーポンを使えるところを募集するというか、こういうふうなこと

も、今までいわゆる商品券とかいうふうなことであれば、そういうこともあったわけがありますし、いわゆる子どもだけの商品といいますか、この辺に限定するというふうなことについても非常に決めるのがなかなかまた難しいのだろうとよく言われておりますし、特に今よく言われております事務費 976 億円という、このことはさておいて、私は個人的にこの 5 万円についてはいわゆる現金でも可という、これもどうなるか分かりませんが、要するにもらうほうもやっぱり幅広く現金をもらって使い道が限定をされないほうが良いというふうなことも考えられると思っておりますし、様々な今言った手数とかいうふうなことを考えれば、現金を配るといふ、2 回目も現金を配るといふ選択肢もあっていいのではないかという、こういうふうに思っております。これが貯蓄に回る云々というような議論もあるわけでありますが、非常にワクチン接種の 3 回目等々も考えて、いろんな形であろうと思います。しっかりと検討していただいて無事故で進めていただきたい、このことをお願いしたい、このように思います。

それでは、最後にマイナポイントについてお願いをしたいと思います。

全国では、今月の 12 月 16 日現在で全国の交付枚数が 5,000 枚を超えて、全人口の 39.5% に達したというふうにありました。国の目標は、2022 年度末までにほぼ全ての国民に行き渡るようにすることだと明記をされております。2022 年度という、来年、再来年の 3 月末日までということでありまして、そのために様々なこれまでも施策が、保険証として云々とか、運転免許証として一体化する等々の取組もあったわけでありまして、まずマイナポイントの、ちょっと質問の順番が変わりますが、一番最後の質問で、今別府市でどのくらいの交付率、これをまずお答えいただけますか。

○情報政策課長（新貝 仁君） お答えいたします。

現在の別府市のマイナンバーカードの交付率でございます。別府市では、11 月 1 日現在 3 万 9,028 枚が交付済みとなっております、人口に対する交付率は 33.9% となっております。

○21 番（堀本博行君） 上がらぬな、そういうのでは。様々な取組を実施しておりますが、このマイナンバーカードそのものに必要性を感じていないというか、そういうふうなことなのだろうと思います。あえていえば行政上の手続きが楽になるのだろうというぐらいの程度で、特に去年の国民 1 人当たり 10 万円の給付のときは若干上がったというふうに言われておりますが、なかなか進まないというふうなことがあるのでありましょう。

そういった中で、1 つの例なのですが、石川県の加賀市、ここが去年から取組を始めておりまして、昨年 4 月時点では普及率が 13.4% だったが、今年 11 月 1 日現在で 70.7% までに達しております。これ、大きく伸びた原因というのが、マイナンバーカードをつかった方々に 5,000 円分の、別途市から地域商品券を配布した。これで一気に伸びたというふうな形であります。商品券を申請する市民を対象に、昨年 6 月から今年 8 月までの期間実施をしたというふうなことであります。

もう 1 点。この間、昨年 6 月から別府市も実施をするようでありまして、市内の市民会館、大型ショッピングセンター等々に市内 7 か所窓口を設置して、土日も含めて発行に対応したというふうにあります。また、もう 1 点が、これは本当にやっていただけると助かるなと思ったのが、カードの受け取りの方法も、本来は申請して 1 か月程度で市役所の窓口に取りに行くというふうなことになるわけでありまして、加賀市では宅配便で交付も行っておりました。郵便でも家まで届けるという、それはもちろん本人確認を事前にしっかりした上でということでありまして、いわゆる市民に対する目に見える形のメリットがしっかり分かるというふうなことも大事な視点だろうというふうに思います。

そういったことも含めて、特に 1 人当たり最大 2 万円のポイント付与が発表され、ニュースで話題になっております。新聞には具体的にこういうふうな形が出ているのですが、具

体的にどうするのというのがなかなか分かりにくい。いろんな人に聞く、私もよく理解していないので、まずこの内容について簡単に御説明ください。

○情報政策課長（新貝 仁君） お答えいたします。

コロナ対策、新時代開拓のための経済対策というふうに銘打ちまして、11月19日に政府が閣議決定をいたしました。今後、国会において本経済対策に必要な補正予算が成立した後に正式に事業化されるものというふうに承知しておりまして、現時点では詳しい事業内容、それから実施する時期については示されていないという状況ではございます。

現時点で把握できています内容としましては、マイナポイント事業につきまして、3種類のポイントの付与が示されております。第1に、マイナンバーカードを新規に取得した方を対象に最大5,000円相当のポイント、第2に、マイナンバーカードの健康保険証としての利用登録・利用申込みをした方を対象に7,500円相当のポイント、それから第3に、マイナンバーカードに公金受取口座の登録をした方を対象に7,500円相当のポイントということで、合計最大2万円相当のポイントを付与するというものでございます。

○21番（堀本博行君） 分かりました。分かりましたというか、よく分からぬのですよ。（笑声）非常に難しいのですね、本当。こうやって文章でいただくとしっかり目を通しながらやると分かるのでありますが、これから、あと様々な質問項目あったのですが、実は2万円のポイントがもらえる。簡単にいえばナンバーカードを持っておたらくれるのだろうなみたいな、というふうなところがあつたのでありますが、ところがどっこい、そういうことではない。手続きが本当に難しいというふうなことであります。

そういった意味から、マイナンバーカードが届いた後、しっかり手続きしなければいけないというふうなことになっております。どうやってもらえるのか、どうやって使うのか。これも説明いただけますか。

○情報政策課長（新貝 仁君） お答えいたします。

マイナポイントは、マイナンバーカードを持っている方を対象に、お好きなキャッシュレス決済サービスを選んでいただきまして、その利用金額の25%、最大5,000円分のポイントがもらえるという制度でございます。キャッシュレス決済というのがひとつございまして、例えばデパートやスーパー、コンビニ、交通機関などが発行している、一旦お金をカードにチャージして使うという、いわゆる電子マネーと呼ばれていますけれども、そういうものなどのことでございます。

マイナポイントの申込みには、マイナンバーカードとマイナポイントに対応した電子マネーのカードなどを持っている必要がございます。また、申込みにはマイナンバーカードをつくったときに登録しました4桁の暗証番号が必要になります。申込みの方法自体は、スマートフォンをお持ちの場合だとマイナポイントアプリをインストールして、画面の指示に従ってスマートフォンで入力していくということで申込みができます。こちらの手続きは、市役所の市民課前にサポート窓口を設置しておりまして、そちらのほうで手順のお手伝いも行っております。マイナンバーカードと使いたいキャッシュレス決済のカード、マイナンバーカードの暗証番号、この3つをお持ちいただきましたら、例えばスマートフォンを持っていないとか、手順方法に不安があるという方に、申込みまでのお手伝いをさせていただいておるところでございます。申込みが完了しますと、マイナポイントを申し込んだキャッシュレス決済サービスでの利用金額に応じて自動的にポイントが付与されるというようなことになっております。

なお、今回示されましたマイナポイント第2弾事業については、少し内容が異なりまして、詳しい実施内容や受付開始日がまだ発表されていませんので、申込みが開始されるまでもう少しお待ちいただきたいと思っております。

ただし、マイナンバーカードをまだお持ちでないというふうな方は、申請から交付まで

に大体1か月程度を要しますので、まずはカードの交付申請をしておいていただければと考えているところでございます。

○21番（堀本博行君） 皆さん、お分かりになりましたでしょうか。

実は、昨日、私がちょっと下のドラッグストアに昼飯を買いに行っておいたら、その下のところでおばあちゃんが私に、「あなた、市役所の人」と言って、「はい、そうです」と言ったら、マイナンバーカードの質問をされたのですよ。「2万円もらえるというのだけれども、どうしたいのかな。誰に聞いていいか分からなかったけれども、あなた、分からぬか」と言って、ちょうどやり取りした後だったので、この程度の話をしてあげました。「分からなかったら、マイナンバーカードを持って——カードは持っておると言っていたからね——保険証、自分の確認をする保険証、印鑑とか、そんなのを持って市役所のグランドフロアにものぼりを立ててやっておるから、あそこに行って」と言ったら、「ああ、そうかい。それなら行ってみよう」と言って、行っておったですよ。

そうやってやっぱり分からないのですね。ぜひああいいうグランドフロアのような体制もつくってもらいたいと思います。先ほど申し上げたように、例えば出張所とかデパートとかいうふうなところでも、この加賀市のように分かりやすく説明をして、普及をして、普及のための体制をしっかりと取っていただきたい、このことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（小野正明君） 休憩いたします。

午前 11 時 46 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（小野正明君） 再開いたします。

○19番（松川峰生君） では、午後の1番、よろしくをお願いします。

実は、今日、朝起きましたら、目から涙が止まらなくて、大変ぼろぼろということで、まずは、今日は議会に遅刻したことを、議長を含めてお詫び申し上げたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速ですけれども、フレイルについてお伺いしたいと思います。

これは、近頃よく聞く言葉であります。特に高齢者の方は興味を持って、あるいはふだん新聞等、よく出ています。いかに今日本の中でこのフレイルに近い方たちが多いかということであろうかと思ひます。

そこで、今回、まずこのフレイルとは何かということから少しお話をさせていただきたいな、そのように思っております。

まず、これは健康と要介護が必要となる、その中間に当たる、健康と要介護のその中間に当たるという状況であろうか、そのように思っております。では、実際どのような状況が、そのようなことを指すのかというところを少しお話しさせていただければなと思ひます。

まず、高齢者は加齢で筋肉が減る状態になりやすく、もちろんこれは運動しないで家でじっとしております。それで、まず歩く速度がどうしても筋肉が低下して遅くなります。それから、逆に遅くなりますと運動量が減ります。1日に使うエネルギーが減るために食欲が出なくなりますし、食事の量が減ってきます。私自身も、自分が70代になる前と今比較して、やっていることはそんなに変わらないのですけれども、一番に感じることは食べる量、それから飲む量が減ります、自然的にですね。体重は意識的に肥えないようにするのですけれども、やはりそういうことも一端にあるのかな、そこを何とか筋トレとかやって防がなくてはいけないかなと、個人的にはそのように思っております。この食欲が出なくなると、もちろん、今言いましたけれども、食事の量が減り、そして慢性的な栄養不足になる可能性があります。すると、一層筋肉量が減ることに、その悪循環に

陥る状況になるかと思えます。

そこで、この筋肉の低下が進むと日常生活に支障が出ます。これがいよいよフレイルの状態となっています。そこで、要介護や寝たきりになるリスクがさらに高まりますので、ここでコロナ禍による、特に高齢者は真面目ですから、自粛が続く中、このフレイルの状態を回避するために、担当課としては、まずどのようなフレイル対策を進めているのか、お伺いしたいと思います。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

まず、フレイルとは、加齢とともに体や心の働き、社会的なつながりが弱くなった状態のことで、そのまま放置すると介護が必要な状態になる可能性があります。しかしながら、フレイルは、早めに気づき、効果的な生活習慣を身につけることで健康な状態に回復することができます。

これまで、高齢者が健康で充実した生活を送れるように筋力の維持向上、たんぱく質の摂取を中心としたバランスの取れた食事の健康教室、社会的なつながりに重点を置いた週1回の体操教室など、通いの場の提供に取り組んできました。しかしながら、コロナ禍での外出の自粛等により高齢者の筋力や気力が低下しているだろうという現在におきましては、栄養、運動、社会参加、口腔ケアといった生活習慣の中での重要な柱を意識しながら、低下した筋力や気力、社会的つながりをどのように取り戻すかなどを重点に捉えながら、フレイル対策を進めようとしております。

○19番（松川峰生君） 今るるお答えをいただきました。そのとおりだと、そのように思います。

そこで、このフレイルには3つの側面があるかと思えます。まずは足腰の痛みで筋肉が衰える、これは身体的フレイル。次に認知機能の衰え、心理的認知フレイル。そして、ひきこもりや経済的困窮などの社会的フレイル。これらが組み合わさると自立する力が落ちてまいります。

昨今、このコロナ禍の影響で高齢者の外出が、先ほども申しあげましたけれども、減ります。減ると、まず人と話す機会が少なくなります。まだ家族のおる方はいいのですけれども、独居老人、お独りの方はさらに話す機会が全くない。テレビを見るか、あるいは新聞を見るかという状況が続いております。

そこで、このように自粛の長期化でフレイルが進行することが、今分かってきています。このウイルス感染症発生以来、日常的にマスクの着用生活が今続いています。その中で口の健康、何を食べるか、どのくらい、そしてしっかりかんで食べるかが重要で、このオーラルフレイル予防に注目が今集まっていますけれども、このオーラルフレイルについてはどのような対策を行っていますか。お聞きします。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

まずオーラルフレイルとは、かみにくいと感じることから柔らかいものを食べ、また、そのことでさらにかむ力が低下し、食べこぼしたり滑舌が悪くなったり、また、その状況が積み重なると食欲の低下や口腔機能の低下などを引き起こし、身体機能の低下につながると考えられているものでございます。

現在、オーラルフレイル予防として全身の筋力維持と口腔ケアをセットとしたオーラルフレイル予防教室を生活習慣改善プログラムとしてこれまで2回ほど実施し、また口の周りのささいな衰えなどにも早めに気づいてもらえるように、別府市老人クラブ連合会と連携・協力しながら、高齢者向けにフレイルチェックシートの配布を始めております。

今後も、通いの場などでオーラルフレイル予防を含めて健康教室等を行うとともに、必要な方への口腔体操の指導やかかりつけの歯科医への受診を勧めるなどにも取り組んでいきたいと考えております。

○19番（松川峰生君）先ほど、マスク生活が長く続くという、少し余談になりますけれども、先般、11月の26日に、皆さんテレビでもおなじみでしょうけれども、北村義浩先生の講演を聞く機会がございました。私、昨年もお聞きしたのですけれども、その中でひとつ気になって先生に質問コーナーってありまして、昨年、先生に、このマスク生活がいつまで続きますかとお聞きしたところ、その時点では先生は「2年以上は続くでしょう」というお話でした。今年、また同じく先生に、失礼ですけれども、同じような質問をさせていただきますが、今、第1波、第2、第3、第4、第5波が来ていますと、その中でやはり1,000人に1人以下にならないとなかなかマスクを外すのは難しいのではなからうかというお話をいただきました。となると、先生は、「あと3年ぐらいはこの状態が続くのではなからうかな」というようなお話をされました。先生は、このコロナ対策、こういう感染症の専門家でありまして、テレビでもよく拝見する先生で、大変いいお話を聞かせていただきました。その中においても、マスクをしながらでもやっぱり笑う生活が必要であります。人には見えないけれども、そういうこともおっしゃってありました。

そこで、このオーラルフレイル、まず滑舌の低下。特にマスクをしていますと、大きな口を開けて話すことがなかなかないのですね。それから、食事の際むせる。実は昨日、おととい、私の隣の野口議員と一緒にお昼を食べていましたら、野口議員が「おほん、おほん」というので、「いよいよオーラルフレイルですね」とお聞きしたら、（笑声）「そうかもわからぬ」という本人、失礼ながらそういうような感じでした。（発言する者あり）あ、そうですかね。また、かめないと感じると、どうしても必然的に柔らかいものを食べるようになります。すると、ますますかむ行為が減り、そしゃく機能がさらに低下します。

このコロナ禍で会食する機会も減っておりますが、そこで、自分の口の健康状態を知ることが大切です。健康長寿の3本柱は、1つ、食事、運動、社会参加です。コロナ禍でこの3つのうちの2つ、特に運動と社会参加が、このコロナ感染症発生以来、随分できていない状況が続いております。つまり人と人との交流、旅行に行くとか、あるいは集まって話をするとか、そういう状態がほとんどないようにあります。一段とフレイルに陥る状況ですが、現在、担当課としてはどのような取組を行い、フレイル対策を図ろうとしているのかお伺いしたいと思います。

○健康推進課長（樋田英彦君）お答えします。

自粛していた運動教室などは、人と人との距離を取るため、1回の人数を減らし、その分回数を増やした形で順次再開をし、介護予防教室も同様に感染対策を取りながら実施しております。また、集まることが不安な方にも対応できるように運動の個別相談会も行い、例えばノルディックウォーキングやステップ台運動など、個人でできる運動の提案や体験会を開催すること、また別府市のホームページには、オンラインにより開催した運動や食事等の研修会の開催内容や自宅で取り組める動画を掲載し、またそのDVDを作成し、貸出しすることで個人でも取り組めるメニューを提供しております。さらに、住民主体で運営されている身近な場所での週1回の体操教室、週一元気アップ体操など、社会参加の場である通いの場が継続・再開できるように保健師や運動指導員が直接開催場所に行き、感染予防対策を周知しながら体操メニューの提案などの支援も行ってまいります。

なお、予防方法を掲載した健康に関する冊子を市報と同時に全戸配布をし、また、先ほども申しましたが、別府市老人クラブ連合会と協力し、自身でできるフレイルチェックシートの配布も行ってまいります。

今後も、感染予防対策を行いながらも、可能なフレイル予防の周知や事業の実施、またその機会の提供等に努めながら、多くの高齢者が実践できるように取り組んでいきたいと考えております。

○19番（松川峰生君）今答弁の中で、別府市老人クラブのフレイルチェックシートという

のを課長からいただきました。私もこれ、全部中身を、大変よくできているなということで、自分自身もこれを全部チェックをしました。分かりやすく、どなたでも見やすく、そして、全てこれだけの項目をつくるのは大変だったのではないかと思いますけれども、自分自身に置き換えますと、ほとんどこれに当てはまるどころがなかったというので、私もまたフレイルに近いかなというふうに思います。野口議員、後でこれ……(発言する者あり)

日本には、このフレイルの高齢者が約300万人いるという試算も今出ております。高齢者は真面目なので、不要不急の外出をさらに控えることから運動不足等が懸念されます。ぜひ今後もこのフレイル対策を積極的に進め、高齢者の健康増進を図っていただくことをお願いして、この項の質問を終わります。

次に、SDGsについてお伺いしたいと思います。

まず、改めてこのSDGsの目的は、環境破壊を止め、資源や労働力の収奪、紛争や差別を止め、地球に人類が住み続けられる場所を維持することです。しかし、この目標とする範囲が広過ぎて、身近なものとして捉えるのが難しいという声が多々あります。まずはまた身近なものから取り組むことが必要ではないかと思われませんが、まず、このSDGsの達成には企業活動、生活者の消費行動の両方が関わってきます。とりわけ関連が大きいのは、17項目ありますけれども、その12番目の「つくる責任 つかう責任」、持続可能な生産と消費の形態を確保する。このことが重要ではないかなと思います。それをそのまま海や森林の生態系、気候変動、まちづくり、労働と健康といった他の目的につながってきますので、市民や市内企業者にSDGsの取組を具体的な事例で情報発信する必要があるかと思えます。まずは前議会で市職員のSDGsについて課長答弁では、職員に対し説明や研修会など積極的に行ってまいりたいとの答弁がありましたけれども、その後の対応について伺いたいと思います。

○政策企画課長(行部さと子君) お答えいたします。

SDGsにつきましても、令和3年2月に管理職を対象とした職員研修を行っております。この研修は、特定の分野に偏ることなく、まずはSDGsの成り立ちや17の目標など基本的なことを押さえ、それぞれの所管事業の中で持続可能なまちづくりを念頭に、どのようにして政策にその考えを取り入れていくか意識を深めるために行ったものです。

また、令和4年度の当初予算編成においては、17のゴールと169のターゲットを示した上で、全ての歳出予算の要求書にゴールのアイコンナンバーを付して提出することで、部署によりSDGsとの関連の深さに差異はありますが、職員の意識の醸成を図っているところでございます。

○19番(松川峰生君) もちろん今、こういう状況です。コロナ対応に追われている部・課、職員の皆様を除いて管理職の研修を通じ、このSDGsの取組についての理解を深めることが必要ではないかと思うのですけれども、その見解について伺いたいと思います。

○政策企画課長(行部さと子君) お答えいたします。

2月の研修の中では、もう少し踏み込んだ内容や具体的な事例を示してほしいなどの意見もいただいております。具体的な事例等を示すにはある程度の分野を絞る必要があると考えております。関係する部署を対象に研修会という形を取れるかは、当該部署の業務状況等を見ながらの判断になりますが、個別に情報共有を図るなど理解を深めていきたいと考えております。

○19番(松川峰生君) 今答弁の中に、今年2月に研修を実施したというようなことでありますけれども、以後の研修会の実情状況と、実際に取り組む内容まで進んでいるのかどうかお伺いしたいと思います。課長、マイクを少し上げていただくとありがたいです。

○政策企画課長(行部さと子君) お答えいたします。

2月の研修では、市内の大学の教授を講師として、基本的なことを学びました。現在、

当該大学との連携で次の取組に向け協議を始めたところです。

- 19番（松川峰生君） 今お聞きしますと、それぞれ大学の先生をお招きして研修等、今後も引き続きしっかりと対応していただきたいと思っています。

まずこのSDGsは、法的拘束力はありません。たとえ目標達成しなくても、ペナルティーも実はないのですね。だからといってこのSDGsに取り組まなくてはならないという考えは、間違いだと思います。ここをしっかりと把握することが重要であります。

また、市民へのSDGs啓発についての対応については、先般、課長からも答弁がありましたけれども、市報などで積極的に広報に努めたいと答弁がありました。その後、市報の記載については、現状どのような状況になっておりますか。お答えください。

- 政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

市報での広報につきましては、SDGsを分かりやすく伝えるために、一目見てSDGsのことが分かるように、その象徴である17のゴールのカラーアイコンを示しながら広報に努めたいと考えておりますが、カラー印刷ではないのでアイコンが分かりづらく、工夫が必要と考えております。カラーのアイコンを使った広報は、ホームページなどで行うとともに、市報では、それぞれ17のゴールに対する身近な取組などについて分かりやすい事例を示すなど、それぞれ広報媒体の特徴に合った広報に努めてまいります。

- 19番（松川峰生君） 先ほどアイコン等の答弁がありましたけれども、今、よく報道等、特に新聞では、某新聞ではほとんど毎日このSDGsの広告といいますか、このアイコンがずっと載っています。こういうのを今後参考にされたらどうかと思います。

SDGs 17の項目は、それ単体ではなく、必ず1つがあれば、それに全部付帯がついています。これをすると、これも全部関連性というのがつながっていますので、その辺を踏まえながら、ぜひまたこの市報の広報活動に使っていただければありがたいかな、そのように思っております。

この日本のSDGs達成ランキングは、2017年の11位をピークに、19年度から徐々に実は順位を落としております。2021年には18位、つまり2017年には達成度が11位から21年には18位になっているというふう聞いております。2030年度のSDGs目標達成に向けて企業、団体、市民の枠を超えてまちぐるみでのSDGsにチャレンジする構造を構築することが大切であります。そのきっかけは、やはりなかなか市民に求めるのは難しく、出発はぜひ行政からつくる必要があるのではないかなと思っておりますので、ぜひその辺も深くまた検証していただければと、そのように思います。

このSDGsの目的の1つに「住み続けられるまちづくり」というのが実はあるのですね。そこで重要なのが、役割を担うのが地方自治体、別府市です。別府市が、SDGsによる持続可能なまちづくりを推進すれば、住民の生活の質が向上し、生活の質が高まれば、その地域にとどまろうとする住民が増えるということになる。質の高い生活を求めて移住者が増えることも考えられます。ただ、少子高齢化や地方経済の低迷など問題が今山積いたしております。厳しい状態にそれぞれの自治体があるかと思えます。このSDGsの達成に取り組むことで、抱えている諸問題に対して効果的にアプローチができればいいかなと思います。このようなことを踏まえながら、今後の取組について伺いたいと思います。

- 政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

SDGsについては、別府市総合計画及び総合戦略にその考えを取り込んでおり、今後、総合戦略を推進することがSDGsの取組を進めることにつながると考えております。先ほども答弁いたしましたが、令和4年度の当初予算編成においてSDGsについての意識づけを図っており、今後、各課での事業実施に当たりまして、行政だけではなく市民や事業所、関係団体など様々な方たちと連携した取組もありますので、その取組の中でSDGsに対する啓発を進めていけるよう、関係各課へ働きかけたいと考えております。

○ 19 番（松川峰生君） これは事例ですけれども、実は沖縄では身近にあるものとして、環境に優しいSDG s の取組として、僕らも使っていますけれども、プラスチックのストローがありますね、その代わりにパパイアの枝でストローを作る。後捨てても土に戻るという自然の優しさ。それから、サトウキビのかすで、今までサトウキビのかすだと捨てていたそうです。破棄していたのを、これを繊維にしてジーンズを作る取組をしているというふうに聞いています。沖縄県は、SDG s の取組が九州でも先進ではないかなと思っております。

先ほど申し上げましたように、やはり身近なところから、例えば実際に私たちが生活するときにもうほとんどやっていますけれども、ごみの分別、あるいは台所の水切りをしてごみに出すとか、そういうふうに徹底していると思います。そういうところから一つ一つ積み上げていく。そして、分かりやすいところからやっていくことが大事ではないかな、そう思っております。

某新聞に、このSDG s に関心がありますかという記事が実は載っております。71%が関心があります。残り 29%が、いや、そうでもないというふうに返事が載っております。まず関心がある、その理由は、やっぱり気候変動などによる災害が怖い、あるいは自分の子どもや孫、次世代が心配、資源が取り尽くされるのが怖い、こういうような様々なたくさん項目があります。その中でSDG s 17 の分野で特に力を入れたいものの中で、やはり気候変動が1番になっております。全ての人に健康と福祉を、貧困をなくするというような様々なお答えが出ておりました。そのように行政のほうもしっかりと分かりやすい報道を市報などで皆さんに知らせていただければと思います。ぜひこの別府市が、まずは県内のSDG s の取組の先進地になることを願って、次の項に進みたいと思います。

次は、老朽化する水道管について。

先ほど、荒金卓雄議員もお話をされましたけれども、ダブるところは避けたいと思います。この水、生きていくためには必ず必要な命の水、昼夜を問わず市民に安定的に供給をしている下水道局の皆さんに、まずはお礼と敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

そこで、全国的に耐用年数を超えた水道管が、今問題になっていますが、もちろん別府市も例外ではありません。先ほども荒金議員が言いましたけれども、10月3日、和歌山市の紀の川に架かる橋が、水管橋が崩れ落ちた事件、これは報道によりますと、橋のアーチから水道管をつっている鉄管製のつり材4か所が腐食し破損しているのが見つかりますということですね。目視ではなかなか難しかったとも書いています。

問題は、このこともとても問題だと思いますけれども、私は、まずはこの事故によって6万世帯の方たちが、仮復旧工事で解消されるまでに1週間かかったことが問題ではないかなと思います。市民生活が混乱したことです。この事故で市民の方がテレビでインタビューを受けたとき、このように言っていました。ふだん何となく使っている水道水のありがたさを痛感した。あるいは、トイレや洗濯のたびに重いポリ容器を持ち上げる必要がある。多分水を配水車のほうにもらいに行くということであろうかな、そのように思っております。もしも別府でこのような断水が続くことを想像したら、ぞっとします。このような事故は、どこでも私は起こり得るというふうに思っております。

別府市でも、架橋を通じて配水している水道管は存在しているかどうか、先ほど議員からありまして、しているということなので、ここはもう省略したいと思います。

この水管橋を答弁では設置しているということですが、その水管橋は何か所、2か所ということですが、水管橋の直近3年間の漏水量、さらに、その漏水量を料金に換算すると、その金額はどのくらいになるのか答弁ください。

○ 上下水道局工務課参事（足立泰徳君） お答えいたします。

直近3年間の水管橋からの漏水は、平成30年度に朝見川雲泉寺橋付近の400ミリの水管橋に1か所あります。原因といたしましては、経年劣化による配管溶接部に小さな穴が空いたことによるものでした。その際の漏水量は約300立方メートル、水道料金に換算いたしますと約4万9,000円でございます。

- 19番（松川峰生君）直近3年間に1か所劣化、穴が空いているということですが、年数が経過すれば腐食も起こる可能性はもちろん考えられます。しっかりと今後も点検を怠らないようにしてください。

そこで、厚生労働省が10月8日、この和歌山市での水管橋の破損を受け、保有する水管橋に損傷や腐食がないかどうか点検が必要、修繕する、全国の水道事業者などに通知を出していますけれども、その通知内容の詳細について触れてください。

- 上下水道局工務課参事（足立泰徳君）お答えいたします。

令和3年10月8日に各水道事業者宛てに厚生労働省医薬・生活衛生局水道課より、事務連絡がございました。

件名は、「水道法第22条の2に基づく水管橋の維持及び修繕について」。

内容といたしましては、水管橋を良好な状態に保つため、補強部材を含む水管橋の状況を勘案し、必要に応じて目視、その他の適切な方法にて点検を実施した上、損傷、腐食、その他の劣化・異状があった場合は、良好な状態に保てるよう修繕等必要な措置を講じるとの依頼がございました。

- 19番（松川峰生君）2018年度で大分県内の耐用年数を超えた水道管の割合が、約15.8%となっております。別府市の水道管の総延長と法定耐用年数、その中で強度に強い水道管はどの程度布設されていますか。お伺いします。

- 上下水道局次長（山内佳久君）お答えいたします。

別府市の水道事業は、大正6年、全国で33番目に給水を開始して以来、拡張事業を実施してきました。水道管の総延長につきましては、現在約555キロメートルとなっております。水道管における法定耐用年数は40年と定められております。

強度が高い水道管につきましては、数多くあり、その中でも材質面で高い強度のものにつきましては、ダクタイル鋳鉄管という鉄製の管で、市内全域に敷設している水道管約555キロメートルに対しまして、約56%の布設率というふうになっております。

- 19番（松川峰生君）もう56%されているということなので、あと44%で、なかなか財政が厳しいところがあるかも分かりませんが、やはり適切に進めていただきたいな、そのように思っております。

そこで、以前私は何かの折に聞いたことがあるのですが、今設置されている水道管は100年持つというふうに聞いた記憶があるのですが、実際はどのような状況でしょうか。教えてください。

- 上下水道局次長（山内佳久君）お答えいたします。

ダクタイル鋳鉄管において、外面及び内面に腐食防止を施したものにつきましては、一般的にそのとおりでございます。

- 19番（松川峰生君）今の水道管は約555キロで、法定年数を超えているものは、現在どの程度あるのか教えてください。

- 上下水道局次長（山内佳久君）お答えいたします。

令和2年度末現在で、法定耐用年数を超過している管路につきましては、約248キロで、全体としての割合は約45%、そういう状況になっております。

- 19番（松川峰生君）水道管は、強度が強くても耐震性があるとは言えないとも聞いておりますけれども、水道管の耐震対策と水道管の継ぎ目の耐震とはどのようなものか、答弁ください。

○上下水道局次長（山内佳久君） お答えいたします。

少し専門的になりますが、管路施設の耐震性能の管につきましては、管の種類によりそれぞれでございますが、一般的なダクタイル鋳鉄管の構造について御説明いたします。

ダクタイル鋳鉄管の管と管の接合につきましては、管とソケットを差し込む接合方法になります。そこでソケット部にゴムリング及び抜け止めのリングが装填された部材を使用し接合します。この部材を使用することで、地震時におきます地震の揺れを吸収し、配管の抜けを防止する構造となります。

○19番（松川峰生君） やはり日進月歩で、だんだん新しいものができて強度の強いもの、こういうふうな理解でようございませうか。はい、ありがとうございます。

そこで、別府市の水道管の耐震化状況と、県下ではどの順番ぐらいにあるのか伺いたいと思います。

○上下水道局次長（山内佳久君） お答えいたします。

水道管の耐震化の状況といたしましては、令和2年度末におきまして、耐震管路延長が約105キロメートル、割合といたしましては約19%でございます。

県下での耐震化率は、17水道事業体のうち6番目ということになっております。

○19番（松川峰生君） 今6番目ということで、次長からも資料をいただきました。17あり、14市2町1村入れて6番目ですから、低いほうではない。どちらかという高いほうであるということでありまして、高いところの1番を見ますと、竹田市の22.2%、あるいは杵築市の17.1というのがあります。しっかりと今後もこの割合が上がるように努めていただければなというふうに思っております。

厚生労働省によりますと、2018年度の自治体などが管理する水道管の破損、整備不良などの報告が、これは工事も含むのですけれども、約2万2,000件あると言われております。この古い水道管の更新と耐震化には大きな課題があるかと思いますが、別府市の現状について伺いたいと思います。

○上下水道局次長（山内佳久君） お答えいたします。

令和2年度につきまして、別府市では断水を伴う漏水は発生しておりません。しかしながら、路面からの漏水といたしましては、約37件発生している状況でございます。

○19番（松川峰生君） 37件の漏水ということで、普通、市民の生活には大きな影響は出ていないということ、これはやっぱり皆様方の日々の努力、そして日々の点検、それから市民の皆さん方の情報提供等があるからだと思っております。しかし、これからも広報活動を続けていただきまして、やはり市民の皆さんが何かあったときにすぐでも下水道局に電話をし、そして、下水道局の皆さんが、御苦勞ですけれども、しっかりと対応していただく。特にこれからよく、寒くなると水道管が詰まったりとか、あるいは破裂するという話も多々聞きますので、冬の間はさらに注意をしていただく必要があるかな、そのように思っております。

そこで、全国においてもこの水道管の年間更新率が、今下がってきているのが現状です。例えば2008年度の年間更新率が0.88%でしたけれども、2018年度末では0.6%に後退しています。様々な理由があるかと思っておりますけれども、別府市においても耐震化への改修比率が下がっていると聞いていますが、その問題点と今後の対応について、局長から御答弁ください。

○上下水道企業管理者（岩田 弘君） お答えいたします。

議員さんに御心配いただいております水道管の老朽化対策は、待ったなしにやっております。本市においても高度成長期に布設した水道管が多く存在しており、そのうち法定耐用年数40年を超える老朽管の延長は、1年間で約8.4キロメートルずつ増加しているのが現状でございます。これらの老朽管全てを一度に更新することは、現実的には困難

でございます。加えまして、コロナ禍の影響により水道料金の落ち込み等により、厳しい財政状況が続いております。その財源を捻出することが大きな課題となっておりますが、これからも別府市水道事業基本計画の下、配水管整備事業の中で毎年実施しております漏水調査結果の老朽化著しい管や漏水多発地区を選定し耐震化を図り、老朽管の更新を最優先に取り組んでまいります。

- 19 番（松川峰生君） 冒頭にも申し上げましたけれども、やはり人間が生きていくためには、水なくして生きられません。先ほど企業管理者からも答弁がありましたけれども、厳しい経営状況であることは認識いたしております。下水道局としても、さらなる経営効率を図っていただき、市民生活に影響が出ないよう最大限の注意を払ながらこの下水道事業に取り組んでいただくことをお願いして、次の質問に移ります。

次に、最後になります。マイナンバーカードの取得についてお伺いしたいと思います。

これも先ほど堀本議員からもお話がありましたけれども、そのところは避けていきたいと思っております。

まず、総務省によりますと、9月現在で大分県の普及率が36.5%、これは47都道府県のうちの26位。市町村別では姫島村がトップで75.5、これは全国の町村で1位。なぜ姫島村が75%で1位か。これは絶対に、課長、一回調べる必要がありますよね。多分私が想像するのに、やはり姫島村は別府より人口も少なく、やはり近くの方が、何か取らぬと悪いような状況があるのではないかなと想像しますが、一応調べてみてください。

その他では、日出町が41%、大分市が39.8、中津市が39.6、国東市が39.5、4市町村が20%となっておりますけれども、今、別府市の普及状況についてお伺いします。

- 情報政策課長（新貝 仁君） お答えいたします。

11月1日現在、別府市のマイナンバーカードの交付の交付率でございますけれども、33.9%となっております。

- 19 番（松川峰生君） この別府市の普及率は低いと思っておりますけれども、全国平均及び県内他市と比較した場合、その状況はどのようになっていますか。

- 情報政策課長（新貝 仁君） お答えします。

マイナンバーカードの交付率でございますが、全国平均、先ほどの11月1日現在で全国平均39.1%、別府市は5.2ポイント全国平均より低い状況ということになっております。また、県内の自治体のお話が出ておりますけれども、交付率の順位では、18自治体中、別府市が11位となっているところでございます。

- 19 番（松川峰生君） 11位ということなので、これから下がることはないと思うので、どんどん上げていただきたいなと思っております。

この普及率が低い理由については、担当課としてはどのような見解をお持ちですか。

- 情報政策課長（新貝 仁君） お答えいたします。

別府市でマイナンバー関連の申請サポート窓口を開設したのが、昨年7月時点でございます。この時点で交付率が、全国平均が17.5%、別府市が15.1%という状況でございました。その後、マイナポイント事業が始まりまして、別府市でも月間のカード交付枚数が3か月連続2,000枚を超えた、そういったこともございまして、9月には全国平均37.6%、別府市32.5%と、別府市でも約1年で交付率が倍増したというところではございますけれども、全国でも大きく伸びておりまして、全国平均に近づくまでには至っていないという現状でございます。

- 19 番（松川峰生君） やはりこのマイナンバーカードの利便性が少ないから、私は普及率向上につながっていないのではないかなと思っております。これが、マイナンバーカードがなければ困る、生活に困るというようなことは現在ないと思うのですよね。例えば免許証があれ

ば大体のところは通用するし、そういうことを含めながら、どのようなその辺は見解をお持ちか伺いたいと思います。

○情報政策課長（新貝 仁君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、市民にとって便利なサービス・機能が多ければそれだけ使いたいと思う方も多くなるというふうに考えております。また、同時にカードの普及率が高くなれば、マイナンバーで使えるサービスを導入していくという効果も大きくなりますし、サービスの充実自体がしやすくなってまいります。カードの交付率を伸ばすためには、行政サービスのオンライン化など市民にとって便利な機能も同時に充実させていく必要があるというふうに考えております。

○19番（松川峰生君） このカードの取得状況は、現状はどのように進んでいますか。

○情報政策課長（新貝 仁君） 最近の交付状況でございます。交付枚数は、10月は876枚、11月は740枚でございます。マイナポイント事業により3か月連続で月間2,000枚を超えたといったような、9月までと比べては少なくなっている状況でございます。

○19番（松川峰生君） 別府市では、今このカードを取得した場合、どのようなものに利用されているのか伺いたいと思います。

○情報政策課長（新貝 仁君） お答えいたします。

マイナンバーカードは、本人確認が必要な場合の公的な身分証明書として使えるほか、別府市でもコンビニエンスストアの端末から住民票や戸籍、印鑑登録、税の証明書が取得できるサービスを来年2月から開始する予定です。そのほか、国ではオンラインでの確定申告や健康保険証としての利用などを推進しておりまして、令和6年度には運転免許証とも一体化する予定となっております。

マイナンバーカードの一番大きな特徴は、オンラインで本人確認ができる機能を持っているということでございます。これまで、本人確認が必要な手続は窓口でしか申請できませんでしたが、マイナンバーカードを使った本人確認により、今後様々な行政手続がオンライン申請できるようになってまいります。

共通のオンライン申請システムも国が提供しまして、まずは子育てと介護などの手続が標準の様式化されつつありますので、別府市でもそれらの手続がオンライン申請が可能になるように担当部署と準備しているところでございます。

○19番（松川峰生君） 今、課長の答弁、明るい話題もたくさん出ているような気がします。ぜひそれを早く実現できるような形で取り組んでいただければと思います。

そこで、身近なものとして保険証代わりに本格的に運用されるということを経済でも言われていますけれども、市内の医療機関では、現状どの程度このカードが使用できるのか伺いたいと思います。

○情報政策課長（新貝 仁君） お答えいたします。

別府市内の参加医療機関の数でございます。11月30日時点でお調べしたところ、病院などが9件、歯科3件、薬局6件の18件というふうになっております。今日、もう一度調べてみたところ、12月5日時点ということで、これが18件が20件に増えております。2件また増えているというような状況でございます。

現時点ではまだ多いとは言えない状況ではございますけれども、厚生労働省のほうで令和4年度末、来年度末におおむね全ての医療機関での導入を目指して、整備補助金も用意しまして、医療機関の参加を推進しているというところでございます。

厚生労働省によりますと、システムに必要な専用カードリーダーというのがございまして、こちらの申込みが大分県内の8割以上の病院が済ませていると。診療所、歯科、薬局も含む医療機関全体でも6割以上が申請を、申込みを済ませているということでございます。したがって、現時点では参加準備中の医療機関が多いというふうに見られており

まして、別府市内でも対応する医療機関は次第に増えてくるというふうに考えております。

- 19番（松川峰生君） 答弁の中で理解できました。ただ、この保険証の代わりについて、対応できる医療機関を増やすことが一番重要ではなかろうかなと思います。もちろん厚生労働省と医師会との、医療機関との関係もありますけれども、何があってもいい対応を別府市でも取っておかなくてはいけないと思います。国任せではなく、別府市もしっかり医療機関とタイアップ、今から準備をするということが重要ではないかと思いますけれども、その取組について伺いたいと思います。

- 情報政策課長（新貝 仁君） お答えいたします。

現在まで、市内医療機関と直接連絡は取ってきていない状況ではございます。ただ、別府市としても利用促進の、保険証としてのマイナンバーカードの利用を促進する業務を行っておりますし、国が計画しておりますマイナポイント第2弾でも保険証としての利用申込みに対してポイントがつく、そういう予定もございますので、申し込む方が今後増えてくると思います。使う方も増えてくると思いますので、医師会等も連絡を取り、連携ができるようにしてまいりたいと思っております。

- 19番（松川峰生君） 現状、積極的に医療機関と進めるべきだと思いますけれども、現在、医療機関との連携は取っているのかどうか伺いたいと思います。

- 情報政策課長（新貝 仁君） 現在まで、市内医療機関と直接連絡は取っておりません。

- 19番（松川峰生君） ぜひこれから内部で協議していただきまして、明日からでも、また来年からでも、早い段階から医師会との、医療機関との連携を取っていただきたい。そして、何があってもスムーズにいける体制を整えていただきたいと思います。

そこで、このマイナンバーカードの取得に対する何か増やす方法の一つとして、先ほど堀本議員からも、どこの都市でしたか、5,000円の商品券がつくというようなお話をお聞きしました。実は私も山梨県の笛吹市というところがあるのですが、そこはマイナンバーカードを取得した市民に対し、市内の店舗で使用できる1万円分の商品券を配布する。先ほど堀本議員の紹介は5,000円でしたから、私はその倍の1万円をちょっと御紹介したいと思います。この目的と効果については、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた市内事業者及び市民への支援策、マイナンバーカードの普及策として取り組むというふうに聞いております。事業規模約5億1,492万となっております。

この笛吹市、令和3年8月1日現在、普及率が34.9を目標として70%というふうになっております。それぞれ市において事情があるかと思いますが、しっかりとこの取組をしていただきたい。また、別府市にこの市独自の取組を今後行う検討があるのかどうかお聞きしたいと思います。どうぞ。

- 情報政策課長（新貝 仁君） お答えいたします。

マイナンバーカードの普及率が高い自治体の取組も調べてみました。そうしますと、商業施設など市民にとって身近な場所に継続的に申請サポート窓口を開いているという例が多いということが分かりました。別府市でも、まず今後につきましては、商業施設や申告会場など、市民にとって身近な場所に申請サポート窓口を継続的に開設する取組を行い、マイナンバーカードの普及促進を図ろうというふうに考えております。

国の普及促進策としまして、マイナポイント第2弾も計画されているということもございまして、カード所有者を対象にした市独自のポイント付与などの取組を行う予定は、現時点ではありませんけれども、今後の国の対応、普及状況、次々変わってまいりますので、それに応じ様々な対応は考えてまいりたいと思っております。

- 19番（松川峰生君） 総合的にまだまだこのマイナンバーカードの普及は前途多難なような気がいたします。様々な用途に利用できる利便性の向上ができるこのマイナンバーカードの向上を図っていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○4番(阿部真一君) 3日目、最後の質問でございます。

さて、早速質問のほうに入らせていただきたいと思います。

私、いつも年末・年度末に向けて道路行政の質問をさせていただいております。その理由は、やはり年末・年度末に向けて各自治体、あらゆる団体から道路に関する要望のお話を多々聞くことがございます。

最初に、令和3年から別府市においては、機構改革により以前の道路河川課と都市整備課が統合され、現在の都市整備課となっております。これは私、まだ「道路河川課」というふうにお呼びすることがありますので、今日も質問の中であるかと思いますが、お許しください。

これは道路の整備と道路の維持管理、この両方を行っていくという認識で間違いはないか。そして、市道等の維持補修に関する予算の確認についてでございますが、ここ数年、当初予算を見ると、道路維持に要する経費は、維持補修等工事費が例年大体2億円計上されております。そして、市道維持業務の委託料がおよそ2,000万から2,400万円ほど推移していると思います。この工事費の委託料の予算計上の中身、どのようになっているのかお答えください。

(議長交代、議長松川章三君、議長席に着く)

○都市整備課長(山田栄治君) お答えいたします。

まず、現在の都市整備課では、都市整備係において道路の新設・改良、それから街路整備に関することを行っており、都市維持係において道路・河川の維持管理並びに災害復旧等に関することを行っております。

次に、道路維持に要する経費についてですけれども、令和3年度当初予算で維持補修工事費が2億円、維持業務の委託料が2,430万円で、議員の言われるとおりでございます。

また、その予算計上の内容についてですが、維持補修工事費については、舗装や側溝の改修工事、そのほか道路維持関係の補修改修等の工事費を計上しており、維持業務委託料につきましては、道路等の草刈り、それから側溝の清掃等の予算を計上しております。

○4番(阿部真一君) はい、分かりました。この道路の維持補修に関しての予算、それがやはり市民の一番身近な市道、そして生活道路の改修に関し、そして課のほうも要望が一番多い該当する内容の予算だというふうに認識をしております。

この道路行政、道路の補修についての要望を私もたくさん、年間でやっぱり数十件受けるのでありますが、この道路の維持補修関係の要望、そしてまた陳情等については、また個人や自治会等から様々なものが課のほうには寄せられていると思います。その内容や件数、要望者の内訳等はどのようになっていますか。御答弁ください。

○都市整備課長(山田栄治君) お答えいたします。

令和2年度における数字になりますが、道路に関する要望等の件数は、苦情等も含めまして、全体で約2,200件、そのうち補修改修など路面のことに係るものが約900件、側溝などに関するものが約530件となっております。

要望等の発信者の内訳についてですが、約2,200件のうち約230件、およそ1割が自治会からのものでありまして、残り9割が個人や各種団体からのものとなっております。

○4番(阿部真一君) 今答弁ございました、大変多い件数がやはり道路行政、都市整備課のほうには声が寄せられているというふうに推測ができます。この分の、いつも言われるのが、いつ、どのようにしたらこの道路の改修がされるのか、そしてまた、どういった形で市のほうに要望を出せばいいのか。様々な市民の方から要望をいただく上で、団体から自治会を通して要望を上げたり、個人のほうから市に直接お電話を差し上げたりする部分があるかと思っております。

最初の前段で聞いた年間の2億の維持補修の工事の予算の中で、各市民から寄せられた

道路改修の予算を年間で支出していくというふうに私は理解しております。この2億円の管理する上での予算の整合性等、日頃から陳情や要望で寄せられている声の整合性が取られているのかどうか、そこがやはり市民に対して道路行政、道路の担当する都市整備課のほうからの見える化というのか、こういった形で改修をしますとか、すみません、今年度はちょっと改修することができませんのでということのフィードバックがなかなか難しい。そして、見えにくい部分がやはり道路の今の別府市の状態にあるかと思えます。

そこで、今説明があったように、様々な方からいろんな内容で多くの要望が寄せられています。私もPTAや自治会の活動、交通安全等の活動に参加していますが、その中でもやはり道路の安全性、そして快適性については、市民生活に直結する大切なものであると認識しておりますし、実感もしています。こういった活動に参加される方々からいろいろ話を聞く中で、やはりそれに対応する道路の補修等の予算が足りているのかという問合せもよく声が寄せられます。

そこで、こういった状況に関しては、ヒアリングの中でも、担当課も問題意識として持っていることは十分に私も認識しておりますが、この各種要望についての予算の整合性についてはどのように考えているのか御答弁ください。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

議員言われるとおり、様々な要望が日々寄せられております。その対応状況をまずお伝えしますと、舗装の部分補修や側溝の簡単な軽易な詰まり、それから側溝蓋の改修などにつきましては、即時対応を行っております。工事を伴うものにつきましては、規模・内容が様々ではありますが、随時工事発注をして対応しております。工事費が多額となります舗装の全面的な改修などについては、順次対応を行っているといった状況であります。

○4番（阿部真一君） 要望等の内容も規模も様々であると思えます。すぐできることから、時間がかかるもの、調整が必要なもの、そしてまたいろんな住民の説明が必要なものもあるかと思えます。その中で、今、道路の維持管理について日々対応している課の方には、大変御苦勞をされていて、こんなに仕事をしているのにというののもあれですけども、やはり仕事量の割に住民の方の理解もなかなか難しいところがあります。その中でFix My Streetですかね、携帯のアプリを通じて道路の補修箇所を市民のほうから課にメール、ネットのほうで対応し、その工事の内容をまたアプリで返信するというふうな、市民の方からすれば、自分の市に要望した内容が、こういった形で補修しましたよと返ってくる。先ほど言いたい見える化ですね、道路の補修に対しての見える化を行っている部分があります。そういったものも通じてその他の対応の中でこの道路の改修・補修について、道路行政が行っているやはり仕事の見える化をしていってはどうかと思えますが、その辺に関してはどのように思えますか。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

Fix My Streetでは、アプリ上で対応状況についてお伝えできるようになっております。対応中であること、それから対応完了等の報告をアプリ上で行っております。Fix My Street以外で寄せられた要望等につきましても、要望者の方に対しまして説明・報告等を行っておるところでございますが、今後もより丁寧な報告・説明を心がけていきたいと思っております。

○4番（阿部真一君） 課の対応は非常に丁寧にやっていただいているというふうに私自身は思っておりますし、感謝をしております。その中で、やはりこういうふうな理由でできないというの、陳情・要望をいただいた方には丁寧にフィードバックをしていただきたいというふうに思えます。

そして、先ほどから言っています見える化についてなのですけども、この令和3年度に別府市の共生社会実現推進基金、これが設立をされております。この部分、議会のほう

でも議論をさせていただきましたし、私のほうでも条例の中身も見させていただきました。その中で、やはりバリアフリー推進に向けてこれまでの別府市の福祉振興基金、それに加えて福祉サービス事業の向上、設備を進めていく。そして、バリアフリーの調査に基づいて計画的に道路の段差や施設等のバリアフリー化を進めていって、高齢者にも、そして子どもたちにも、そして市民にも優しい道路づくり、そして福祉づくりをしていくということの現れの一つだというふうに私自身認識をさせていただいております。

この中で別府市の共生社会実現推進基金、現在、予算が廃止になった高齢者の見舞金等を充当して、基金残高が幾らあるのか。そして、今後どのような形で、この基金がどのような事業に充当されていくのかお答えください。

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

令和3年度当初での基金残高につきましては、8,227万円となっております。今年度令和3年度予算では、福祉サービス事業の見直しの効果額であります5,500万円を積立てを行いまして、2,571万8,000円を各事業に充当しております。具体的な充当先につきましては、バリアフリー調査費に298万3,000円、道路の整備や維持補修費に1,660万円、市営住宅バリアフリー整備費に200万円などとなります。

なお、今年度令和3年度末の基金現在高見込額は1億1,164万3,000円となります。

○4番（阿部真一君） 単年度の支出については分かりました。では、この基金、やはりバリアフリーや、もちろん道路に関しても使われていくということで認識をしておりますが、毎年どのようにこの基金を取り崩して事業の運営をしていくのか。その考え方を御答弁ください。

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

別府市共生社会実現推進基金につきましては、毎年福祉サービス事業の見直し効果額であります5,500万円を積立ていたしまして、基本的には同額を基金の目的に沿った事業に繰り入れて運用していく計画でございます。

なお、来年度令和4年度につきましては、共生社会実現に向けた取組を加速させるため、この基金を活用いたしまして段差の解消、子どもの貧困対策など基金条例の趣旨に沿う範囲内で広く市民生活の向上に資する施策の推進を図ります。これには5億円規模の予算特別枠として共生社会実現推進市民生活向上枠を設けまして対応することとしております。

○4番（阿部真一君） 私も当初予算の考え方の、市長の記者会見を少し拝見させていただきました。来年度に向けて高齢者の方も、子育ての貧困対策にしても、こういった道路行政に対しても、この基金は市民の方に分かりやすく、見える化の一つの起点になるのではないかなというふうに私自身は期待をしております。

先ほど、最初に質問しました道路維持管理、2億円ほど毎年予算を積み上げていますが、それが本当、適正な要望に関する額なのか、それは予算査定の中で企画部、道路行政の中でしっかり庁内で話していただきたいと思いますが、この基金があることによって、やはり今まで道路行政が担ってきた経験、知識、そして市民ニーズの声をぜひ、企画部長にはなるかと思うのですが、道路の行政をつかさどる部長のほうからもしっかりお声を届けていただいて、別府市の生活道路の改善・改修に充てていただきたいというふうに思います。

そこで、管轄する部長にお聞きしたいのですが、やはりこの基金に関しては、道路行政の今まで培ってきた経験や知識というのが非常に必要になってくると思います。もちろん福祉分野も企画分野も、庁内の中での予算の扱いに関しては協議をしていくことだと思いますが、ぜひこの道路行政、今まで市政の中で担ってきた部分を生かして、この基金に対して担う建設部としての気持ちというか、あり方を答弁いただければと思います。

○建設部長（松屋益治郎君） お答えいたします。

まず、別府市共生社会実現推進基金につきましては、市民一人一人がお互いを尊重し、

人々の能力や特性等で分け隔てすることなく、安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与する施策を推進する基金でございますので、別府市行政全体、各部署で情報共有を図りながら施策に取り組んでまいりたいと思います。

その中で道路行政につきましては、先ほど議員が言われましたように、道路の安全性、快適性については、市民の方々の生活に直結するものでございます。引き続き道路の日常的な維持管理をするとともに、別府市共生社会実現推進基金を活用して、今年度調査いたしました路線のバリアフリー化及びそれ以外の地域に密着した生活道路の改善に努め、安心して安全に暮らせる社会の実現のために取り組んでまいりたいと考えております。

- 4番(阿部真一君) ぜひ今までの経験と知識を、この基金の中の取扱いについても実力と、そして力強い推進力を発揮していただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。子どもの家庭総合支援拠点事業についてであります。

この子ども家庭総合支援拠点は、平成28年5月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、子どもとその家族及び妊産婦等を対象に実情の把握、子ども等に関する相談全般の通称在宅支援を中心とした専門的な総合対応や必要な調査・訪問による継続的なソーシャルワーク事業まで担う機能ということで認識をしております。

別府市では、昨年令和2年度から業務を拡充して、光の園に委託し、子どもの家庭総合支援の拠点として設置をしております。令和元年と令和2年度の、まだ2か年しかこの事業をしておりませんが、児童の相談件数の傾向を見ますと、大体これ、毎年50件、40件近くの相談等されているということで、数字を見ると背景がわかると思います。この導入の経緯について、まずお答えいただけますか。

- 子育て支援課参事(内田千乃君) お答えいたします。

子ども家庭総合支援拠点は、児童福祉法の改正により設置しております。業務の拡充を市内にある児童福祉関係の社会福祉法人の中でも特に支援対象児童等の相談・指導に関する知見や経験を有しており、児童相談所等関係機関との連携及び支援体制を確保し、夜間・緊急時の対応を適切に行うことができるという点から、社会福祉法人別府光の園に委託したことで、在宅支援が強化された子ども家庭総合支援拠点を設置することができました。

- 4番(阿部真一君) この事業は大変有効な事業で、その前段として歴史的背景を考えても、この光の園の施設が、戦前から戦後、別府の場所にあったことが、非常に別府市にとっても今、大変な財産だというふうに思います。また、所管の省庁であります厚生労働省のほうでも、光の園さんのこういった事業内容に関しては、部会のほうで評価をいただいて、御報告を全国的にもされているということでお聞きをしております。

この事業に対して、こういった子どもの家庭支援全般に係る業務、この要支援児童及び要保護、ここの捉え方はまたちょっと後で申したいと思いますが、こういった必要な支援となっており、主に子育てに係る相談や、この別府市が今組織として持っております要保護児童対策地域協議会に関すること、家庭訪問などの対応、弁護士相談など虐待防止に関する普及啓発等を様々な場面で担っていただいております。令和2年度の事業の実績として、担当課のほうの評価をお聞かせください。

- 子育て支援課参事(内田千乃君) お答えいたします。

まず、事業の実績といたしましては、拠点で受けた令和2年度の相談件数は561件、うち432件については継続支援をいたしております。

支所である光の園におきましては、延べ115件の相談を受けており、そのほか法律相談19件、家庭訪問90件、乳幼児健診未受診者への家庭訪問15件となっております。

次に、評価についてですが、特にこれまで対応が困難であった夜間・休日・年末年始の対応が強化され、24時間体制で支援を行えるようになりました。また、無料で月1回予約制での弁護士相談、関係機関や機関との連携による緊急形成の迅速な対応、光の園に子ども家庭支援員1名、虐待対応専門員1名が配置され、支援拠点としての国の人員配置基準を確保できたことなど、光の園に業務拡充を委託して支援拠点を設置したことにより、在宅支援における相談体制、支援体制の強化ができております。

- 4番（阿部真一君） この子ども家庭総合支援の拠点づくりに、様々な面で光の園の知見・経験を生かしてこの事業を課が支えてやっているとというふうに、先日、2名の議員と一緒に現地を視察させていただきました。やはり24時間の体制を取る、そしてまた、そういった体制を取ることにやはり気持ち、心に問題を持っている児童も多うございますので、業務的に営業みたいに時間割してできる業務ではないということをその支援員の方からもお話を伺うことができまして、やはり心の面でこういった子どもの支援をしていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

そこで、問題のある要保護の児童に関しての質問に少し移らせていただきたいと思います。この窓口は、制度としてできていると。いろんな方々、いろんな場所でこのような要保護児童に対しての相談があらうかと思えます。学校であり、保育園であり、町内の自治会であり、また普通のお母さん方の話の中でも上がることもあらうかと思えます。そういった部分で相談窓口をどのように、学校であれば学校現場、子育てであれば保育園の現場とかで周知をしているのか。気になる御家庭についての相談があった場合、この子ども家庭総合支援拠点と支援対象者の家庭、そして関係機関とどのように結んで情報共有・連携をしているのか御答弁ください。

- 子育て支援課参事（内田千乃君） お答えいたします。

気になる子どもに関する御相談等につきましては、子ども家庭総合支援拠点や児童相談所での情報提供や通告をお願いしており、市報、ホームページでの広報、11月の虐待防止月間に全戸回覧のチラシ、ケーブルテレビでの広報を行い周知に努めております。

また、情報共有や連携につきましては、各関係機関である学校や保育所等が地域住民から重要提供や相談を受けた場合には、まずその機関で対応できるかどうか判断し、ほかの機関との連携や情報共有が必要と考えられる場合には、それぞれの機関が別府市要保護児童対策地域協議会に情報提供いたします。別府市要保護児童対策地域協議会では、調整機関である子ども家庭総合支援拠点を中心にその都度関係機関と情報共有を行うとともに、共同管理台帳を作成し、月に1回開催している実務者会議で情報共有や支援方針の検討を行うとともに、随時開催している個別ケース検討会議では、関係機関や対象の御家庭と具体的な支援について話し合いをするなどの対応を行っております。

- 学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

子ども家庭総合支援拠点や教育相談センター等の相談窓口の周知につきましては、毎年カードやリーフレットを各学校を通して児童生徒及び保護者へ配布しているところでございます。また、児童虐待防止に向けたポスター等を校内に掲示するとともに、校長会議や担当者会議等にて相談窓口の周知を含め、子ども支援に関わる関係機関との連携について確認を行っています。各学校は、子どもからの訴えや観察、地域の方からの相談等を通して把握した事案について教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて関係機関に相談を行っています。その後は、学校と関係機関、教育委員会にて情報の共有を行い、個別ケース検討会議を開催する等、具体的な支援につなげているところでございます。

- 4番（阿部真一君） この問題は、度々議会でも各議員のほうから御提案、そして質疑があっている部分だというふうに思えます。児童福祉法において要保護児童を発見した場合に、やはり児童相談所や各市町村へ通告する義務を負うという条文がございます。今、

課長や参事がおっしゃっていただいたこの別府市要保護児童対策協議会の中では、やはりそういった上がってきた部分に対しての事案の協議は、恐らく適切に行われているのだと思います。ただ、こういった氷山の一角というところ、ちょっと言葉がどうかとは思いますが、やはり見えない部分での声なき声というのが、こういった虐待にしても、こういった支援に係る要保護の児童に関してはかなりの部分が占めていると思います。特に児童からの声、そういった親御さんからの直接の声、そういったのがやはりなかなかこういった行政機関に届きにくい、届きにくい構造であるというのは間違いないのかなというふうに思っております。ただし、そういった部分をやはりこの協議会があることに通じて幅広い部分で学校現場も、そして子育て支援課もやはりアンテナをしっかりと張っていただいて、そういった小さい声でも拾っていただいて対応していただきたい。特に学校現場では、学校の先生も校長先生も、自分の学校の中でこういった事案を解決していくというふうに方向性としてなる場合もあろうかと思いますが、学校の中で困わずに、やはり情報共有をしっかりと声なき声の児童、そしてそういった事案が起こらないように対応していただきたいというふうに考えております。

この子ども家庭総合支援拠点について質問させていただきましたが、今後のこの制度、この施設への支援体制について、市民部長のほうからお考えがあれば御答弁をお願いします。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

児童福祉法では、児童虐待の対応に当たっては、県と市それぞれの役割・責務の明確化を図ることが定められております。市は、在宅支援をすることになっておりまして、県のほうでは児童相談所として分離保護が必要なケースを支援しております。

そのような中、別府市子ども家庭総合支援拠点においては、今後も関係機関と連携して子育て支援サービスの提供や地域での定期的な見守りを行いながら、様々な困り事を抱える御家庭に対し子育ての支援を充実してまいりたいと思います。親子が離れ離れにならず、できる限り在宅で過ごせるよう支援に努めるとともに、児童虐待防止はもとより、子どもの貧困やヤングケアラーなど、また議員おっしゃっていましたが、見えにくい意見と届かない意見、そういった部分の対策も含め講じていくことが必要で、子育てしやすいまちづくりを今後も進めていきたいと思っております。

○4番（阿部真一君） 部長の答弁をいただきまして、先ほど言いましたが、この別府にはやはりそういった公人である・私人であるは別にして、こういった施設があって民間と教育委員会、そして行政が携える環境があります。こういった協議会の体制づくりは、どこの市町村でもやはりできる部分の範囲だと思います。先ほど部長がおっしゃったように、声なき声のところを拾っていく部分では、やはりそういった民間の施設、そして学校現場の開かれた情報の在り方をしっかりと構築していただいて、一人も取り残さないような子育てができるまちづくりを目指して行ってほしい、そのように思います。

それでは、次の競輪行政についての質問に移らせていただきたいと思います。資料は……、はい、分かりました。

それでは、この競輪事業の質問をさせていただく前に、このコロナ禍においてやはりテレビやニュースでもありましたが、在宅そして巣籠もりということで、この車券の販売がすごく伸びております。先日も加藤議員の議案質疑にもありました。過去の売上げ等の状況を課のほうに情報提供いただきまして、平成30年ではおよそ187億の売上げ、令和1年では207億、令和2年では254億と、売上げは右肩上がりに、別府競輪の売上げは伸びております。

来場者数は、今回はちょっと質疑のほうには入れておりませんが、平成30年が6万2,000人、令和元年が5万5,000人、令和2年度が3万6,800人と、1日平均も別府の来場者数

は、少しコロナの影響もあろうかと思いますが、減ってきているという状況であります。

また、平成30年では事業部の努力もありまして、GⅠのグレードレース、全日本選抜競輪、そして、令和元年ではグレードⅡのサマーナイトフェスティバルの特別競輪を開催しております。

こういった中で令和元年、2年度は、コロナの感染予防対策も講じることもあって、来場者が減ってはいるのですが、車券の販売がものすごく伸びているのが数字からも見てとれます。この状況について担当課はどのように分析していますか。御答弁ください。

○公営競技事務所長（石崎 聡君） お答えいたします。

売上げの増加の要因といたしましては、大きく2つの要因があると考えております。

1つ目は、開催日数の増加であります。具体的には近隣にできました場外舟券売場の対策やお客様の御意見として、生のレースを見る機会が少なくなったとの要望があり、平成30年度から年間の開催日数を増やし、平成30年度では76日、令和元年度は82日、令和2年度は85日、今年度は100日開催としているところであります。

2つ目は、ネット投票の普及が上げられます。主な要因といたしましては、コロナの感染予防対策等に基づき、令和2年2月末から別府競輪場をはじめ全国の競輪場で場外発売が中止、本場開催は無観客、あるいは開催中止となったことが契機となってインターネット投票が伸びたと捉えております。

平成30年度の発売金に占めるネット投票の割合は約50.3%、令和元年度では約61.8%、令和2年度は約77%を占め、平成30年度と令和2年度を比べますと、26.7ポイント増えている状況となっております。これまで来場し車券を購入していた方が、ネット投票によって全国で開催される競輪を自宅等で購入できることから、競輪場への来場者が減っているものと推測されるところであります。

○4番（阿部真一君） 今答弁ありましたように開催日数を増やす、これは事業部の日頃の努力の結果だと思えます。モーニングからミッドナイトの設備を整え開催ができ、そしてこういったネット環境の販売があるということで、来場がなくても売上げとしては数字が上がっていく。そういったところを見据えてこの開催の日を増やして行っている活動に対しては、大変努力をされているなということで評価をさせていただきたいと思えます。

それと、また先ほど言いました特別競輪に関しては、やはりこの数年、全日本選抜があり、サマーナイトフェスティバルがあり、令和5年ですかね、ウィナーズカップが、GⅡがまた開催されるということで、競輪ファンのほうから、ここ5年間でやはり特別競輪の開催がすごく別府競輪の中で多いということを喜んでいる声も聞きます。それは設備のほうの充実もあって、やはりJKAとかの中央の評価も、そして競輪の選手のやはり評価もかなり高いということでお聞きしている部分があります。そういったことを考えて、別府にある競輪場として、そしてまた別府で公益的に収益を上げる業態として考えたときに、よく一般財源の中に繰入れを競輪事業のほうからしています。この特定財源としての効果と実績について少し質疑をさせていただきたいと思えます。

簡単に3億円を繰り入れますということで、この3億円がこういった形で別府市の財源として充当されているのか。これは事業部のほうからいただきました。これは1,000円の車券でございます。この1,000円のうち53円、これは別府会場で別府の車券場で買った車券のこの53円が、別府市の財源となります。それと、開催であれば10%、15%の間で経費として取られると。そして、約2%の20円が、中央団体のJKAに支払われると。そして当たった方、これは当たっていない車券になりますけれども、当たった分の1,000円のうちの750円、75%が支払いとして購入金額に応じて当たった人に払出しとして戻っていくということになります。この1,000円のうちの53円が積み重なって、そしてまた経費として差し引いたものが、競輪の公益的な収益としてこの別府市政の一般財源に大変

影響を及ぼしている、寄与しているということでもあります。そういった認識で間違いないか、御答弁をお願いします。

○公営競技事務所長（石崎 聡君） お答えいたします。

議員が言われたとおり、間違いはありません。

○4番（阿部真一君） では、この競輪事業の収益において、ちょっと財政面からお聞きしたいと思います。繰越金の現状について御説明ください

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

これまで別府競輪場開設以来、競輪事業から一般会計に繰入れいたしました総額につきましては、約453億円となります。平成28年以降の5年間では、毎年3億円の繰入れを行っておりまして、今年度令和3年度につきましては、現在のところ4億円の繰入れを予定しております。

○4番（阿部真一君） 大変大きな財源として、競輪事業の収益が繰入れされております。一般会計にこの競輪事業収入から繰り入れられた収益金は、いろいろな、様々な事業の財源として充てられております。その効果についてお聞きしたいと思いますが、先ほど課長の答弁でありました453億という、これは過去の先人の努力もあって、あの場所に競輪場をつくったときの歴史から考えると、やはり感謝をしなければいけない部分だと思います。昭和25年、令和2年までにおよそ……、うちの母親が昭和27年生まれなので、およそ72年間別府市の市政の財源に大きく寄与していたということが分かります。

この効果について、やはりなかなかどういった事業に充てられているのかというのが見えにくいということが、市民の方のよく声として聞こえてきますが、その部分に関して御答弁いただけますか。

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

平成28年度から令和2年度までの5年間の実績で見ますと、この5年間の合計で15億円の繰入れをしております。充当先につきましては、予防接種費に5億6,700万円、べっふ未来共創基金の積立金に3億円、文化振興費に2億4,500万円、体育施設整備費に2億3,800万円、そのほかにつきましては、高齢者在宅支援事業や子ども医療助成、児童扶養手当支給費にも充てられております。

令和3年度の一般会計当初予算では、歳入全体の32%が自主財源でありまして、市税を除きます自主財源額につきましては、37億円となります。そのうち3億円が競輪からの事業収入ということになります。このようなことから、自主財源の確保という観点から、毎年経常的に入ってきます競輪事業収入につきましては、一般会計にとって非常に貴重な収入源となっているところでございます。

○4番（阿部真一君） 全国で43都市に競輪場というのがあります。その中でもやはり別府市は、平成28年がこの43都市中4位、29年が第3位、平成30年が第5位、令和元年が第5位ということで、やはり全国的にも収益としても上がっている競輪場であると思います。それもやはり市民の方からすると、まだギャンブルというところの入り口からするとなかなか表に出てこない部分もありまして、課長答弁にも先ほどありましたが、費目で私のほうでちょっと調べさせていただきましたが、ざっとした事業での予算でありました。私なりに少し決算ベースのほうで調べてきましたが、高齢者の在宅支援、緊急用のアダプター、あれも1,500万円のうちほぼ全額が競輪の事業費を充てられていると。そして、文化振興の面では別府市フィルハーモニー管弦楽団、そしてアルゲリッチ音楽祭、現代美術、マーチングカーニバル等もほぼこの競輪の財源が使われております。さらに体育施設では、青山プールのシステム、そしてサッカー場の人工芝もほぼ全額が競輪の収益で賄っていると。また言うと予防接種、これに関しても4種混合、2種混合、日本脳炎、インフルエンザ等様々な予防接種においても約4割の、予算のうち4割が競輪の収益で賄われています。

こういった各種事業の実施に当たって、やはりこの競輪の収益が生んでいる様々な影響というのは、非常に大きいものがあると思います。

それでは、ちょっと資料を配っていただきたいのですけれども、議長、許可よろしいでしょうか。

○議長（松川章三君） どうぞ。（資料配付）

○4番（阿部真一君） ちょっと時間が押していますので、しゃべります。

今、様々な競輪事業の効果について質疑をさせていただきました。冒頭で話したとおり、別府のほうの開催においても、やはりインターネット投票等、競輪場の窓口で買う投票、さっきの車券を買う割合を、今、資料として皆さんのお手元にお配りをさせていただいております。令和元年でいくと77%このネット・電話合計と書いております。この77%が、要はこういった携帯電話を使つての車券投票であります。この分に関してちょっと質疑をさせていただきたいと思います。場外の別府競輪で買う窓口にしては、上の項ですね、サテライトの宇佐を含めた、令和2年度でいくと1.87%。競輪場で車券を買う人は1.87%しかいなくて、ほぼほぼ77%、まあ、80%近い方が携帯のネット投票で車券を購入されていると。この状況を課のほうも頭を入れてちょっと今から答弁、質疑をさせていただきたいと思います。

近年のこの売上げ状況、そして別府市の財源としての効果は、先ほど質疑をさせていただきました。コロナ禍におけるインターネットの投票に関して、ちょっと聞いていきたいと思っております。この別府競輪場の来場者が減っている。別府競輪場で場外車券を買っていたオールドファンという方も、やはり高齢化が進んで減っている部分があるのですけれども、車券の売上げに関して見ると50%増で伸びている。やはりこういった部分は、現実として行政も直視していかなければいけないというふうに思います。この場外車券発売について、やはりインターネットの影響が、現状どのような影響を受けているのか御答弁いただけますか。

○公営競技事務所長（石崎 聡君） お答えいたします。

他の競輪場の車券を発売する場外車券発売につきましては、発売するレースのグレードによりまして委託料率が定められております。別府競輪場で発売した金額に対しその料率を掛けた金額が、別府競輪場に入ります受託収入となります。以前ならば競輪ファンが別府競輪場に来場し、他の競輪場の車券を購入していましたが、コロナ禍の影響などにより、人混みを避け自宅などで手軽に購入できるインターネット投票へ移行しているものと思われれます。

○4番（阿部真一君） 手元の資料にあります。平成30年が、このネット・電話投票の割合が50%、平成31年が61.8%、先ほど言いました令和2年度が77%と、もう別府の来場と比べてかなり差が出てきています。売上げは伸びているということは、ここは直接別府競輪の事業としてはタッチできない、要は携帯電話のネット会社が管理しているポータルサイトを使つての車券購入になっておりますので、幾ら別府競輪が努力しても、なかなか収益として見入り、入ってくるお金がなかなか少ないということでもあります。その中で、このインターネット販売で別府競輪、別府が本場として開催したときに、当然販売金額にかかる委託料もあるかと思いますが、現状の料率と支払った金額について御答弁いただけますか。

○公営競技事務所長（石崎 聡君） お答えいたします。

インターネット投票は、競輪業界が直接運営しているものが1社、そして民間のポータルサイトが4社、合わせて5社が参入しております。令和2年度の決算で申し上げますと、業界が運営している1社では、発売金額に対しおおむね2.5%、支払った金額では約1億4,331万円の支出となっております。また、民間ポータルサイト4社の料率は、低いとこ

ろでは10.47%、高いところでは13%となっており、支払った額は約17億405万円となっているところであります。

- 4番(阿部真一君) この資料にあります上から6番目のネット投票の令和2年の195億円のうち10%から、高いところで13%ということで、委託料として17億円。空中戦ではありますが、そういったお金が別府競輪の本開催でも、お金が動いているということで理解ができると思います。やはりこの17億ないしこういった携帯サイト、インターネットを使った投票に関して事業部が今後力強く調査研究を行って行って、収益の5.3%の料率のアップというのは全国一律と伺っているので難しい部分がありますが、やはりJKAがやっているというか、そこで所管している携帯のネット販売については、アナログからデジタルの変化が競輪の事業でも始まっている。始まっているのは間違いないと思います。このような状況が続けば、いずれ場外の開催の利益ももちろん減っていきます。別府の本会開催の、やはり入場者数も見させていただいて分かるとおおり下がっていつている、減っていつているのを状況としては読み取れます。

やはりこういった中でデジタルの時代にそういった戦略に合った政策が、思い切った政策を講じる必要があると思いますが、その辺は事業部としてどのようにお考えを持っておりますか。

- 公営事業部長(上田 亨君) お答えいたします。

まず初めに、競輪業界の全体像から御答弁させていただきます。

令和2年度の競輪業界全体の発売金額は、約7,500億円でございます。そのうち5,278億円がインターネット関連の発売金であり、占める割合は70%を超える売上げでございます。先ほど所長の答弁にもございましたが、コロナ禍の影響により来場者の減少とともに紙での車券発売、いわゆるアナログからデジタルの電子媒体への車券へと、予想を超えるスピードで移行していることは認識しております。

今後につきましては、成長が見込めるインターネット投票を含む様々なデジタル戦略について早急に調査研究をするとともに、時代の変化に乗り遅れることなく適切に対応策を講じてまいりたいというふうに考えております。

- 4番(阿部真一君) これは今までの財源の確保の話と同じような形で聞いていただきたいのですが、やはり競輪事業として今別府にある財産を、今ある課のほうで今後の世代に対してどういうふうに引き継いでいくのか。本当に分岐点、過渡期だと思います。やはり先ほど部長からも、所長からも答弁ありましたように、デジタルの流れというのはもう止められないと。そういった中で事業としてどのように今までどおり収益を確保していくか、やはり今後の競輪行政に求められる変革としては、今の行政の役所の体質であればかなり難しい部分があると思います。そこに関してやはり市長であり、我々議会からの政治的なスピード感で、この別府としての競輪を財産と捉えたときに策を講じていただきたいというふうに思います。

最後に、この競輪事業に対して様々な観点から質疑をさせていただきましたが、やはりネット販売の売上げの部分はどうにか一般財源に振り替えていく、そういった政策をしていくには、今の事業所ではなかなか組織的にも難しい範疇があると思います。その部分はやはり公益的な企業と考えたときに役所として脱皮しないといけない部分、また企業家として、営業人として脱皮しないといけない部分というのが、職員にも求められると思います。そういった面でやはり市のトップである市長の政治的判断も必要な場合があるかと思いますが、その点も踏まえて市長のほうから御答弁をお願いします。

それと、昨日のニュースで別府市の競輪のCMが、全国の「ぐろ〜かる賞」の大賞に選ばれたり、ということで、まだ知らない方も、御存じかと思いますが、「恋するけいりん」。ネットでユーチューブで見させていただいたら分かるかと思いますが、昨日、全国版で受賞さ

れたということでネットに載っておりましたので、その辺の感想も含めてお願いいたします。

○市長（長野恭紘君） お答えします。

競輪事業は、先ほど数字で出てきましたけれども、直近でこの5年間で15億円一般会計への繰入れをしてもらっているということで、非常に言われるように別府市の財産だと思います。一時期、別府競輪も厳しい時期があつて、もう本当にこのまま行くのか、ここでやめてしまうのかというような経営判断を迫られるときも恐らくあつたのだろうというふうに思いますが、やはりこういう状況になって、あるものを活用して新たな財源を生み出すということにおいては、昨日も25番議員さんへのお答えの中で新たな財源という話がありましたけれども、それと同時に既存の宝を使って新たな財源を生み出していくという、この考え方は非常に大事だというふうに思っています。直近5年間で15億というのが多い・少ないというのはあるかと思いますが、私としては、一円でも多く繰り入れてくれというふうなことで、現場に相当のプレッシャーをかけて、ひいひいいいながら稼いでいるという状況ではないかというふうに思います。

しかし、同じ九州の中でもボートをやっているところなんかは、直近3年間で100億以上一般会計に繰り入れているところなんかもありますので、稼ぎようによってはまだまだこれは増えていくのだろうというふうに思っています。

その中で、今、議員から御指摘のあつた、時代は移り変わってやはりネット投票にもう大部分が流れてしまっていて、これがもう今より少なくなっていくということはないと思います。ですから、直接的に売上げを上げていくということはもちろんでありますけれども、議員御指摘のように、サイトをしっかり持ったりとか、自分たちが人員体制を確立してそう、あるいはポータルに参加をするとか、いろいろな可能性を持ってこれからやっていっていいのではないかとこのように思っていますので、行政の中にあつてやっぱり競輪というのは特殊だと思います。稼いでいくという組織ですから、そういう意識を持ってしっかりやっていきたいと。人事、お金ですね、そういった様々なことも検討して取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。ありがとうございます。

○4番（阿部真一君） それでは、競輪に対してやはり企業としての独立も方向性の一つとして庁内でぜひ検討していただいて、別府市の財産としてやっぱり末永く事業をやっているっていただきたいというふうに思います。

すみません、教育の部分が、もうちょっと1分しかなくなりましたので、次回に繰越しをさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（松川章三君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は、明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時51分 散会

